

避難行動要支援者避難支援

マニュアル (民生委員用)



新潟市防災マスコットキャラクター
ジージョ キョージョ



新潟市

令和7年3月修正
新潟市危機管理防災局防災課

目次

はじめに.....	1
1 避難行動要支援者支援制度とは.....	5
(1) 地域による支え合いの制度.....	5
(2) 避難行動要支援者とは.....	6
(3) 避難行動要支援者名簿と登載方法.....	6
(4) 関係機関の役割.....	7
(5) 避難支援等関係者.....	7
(6) 民生委員への市からの依頼事項.....	8
2 避難行動要支援者への戸別訪問.....	9
(1) 戸別訪問の年間スケジュール.....	9
(2) 戸別訪問のポイント.....	12
3 避難行動要支援者名簿(同意者名簿)の取り扱い.....	17
(1) 避難行動要支援者名簿(同意者名簿)の受け取り.....	17
(2) 同意者名簿の登載者.....	17
(3) 同意者名簿の種類と記載内容.....	18
(4) 同意者名簿の更新.....	19
(5) 同意者名簿の管理.....	20
4 地域による支援体制構築や避難支援活動のサポート.....	21
5 Q&A.....	24
(1) 避難行動要支援者名簿(同意者名簿)の取り扱い.....	24
(2) 戸別訪問.....	25
(3) その他.....	26

資料編	27
1 制度名称の変更(平成 29 年 4 月)について	27
2 個別避難計画作成の努力義務化(令和 3 年 5 月)について	28
3 補償制度や保険制度について	28
4 用語の説明	29
5 避難行動要支援者等(要配慮者)の特徴と災害時のニーズ	30
6 新規要件該当者への送付文書	32
7 戸別訪問の対応例	34
(1) 避難行動要支援者が要介護者、障がい者の場合	34
(2) 避難行動要支援者が高齢要件のみの方の場合	39
8 避難行動要支援者名簿(同意者名簿)の取り扱いの各種フローチャート	42
9 名簿や各種様式例	48
10 関係法令	57
11 市役所担当部署の連絡先	59



新潟市防災マスコットキャラクター

はじめに

地震、津波、洪水、土砂災害などの自然災害による被害を完全に防ぐことはできません。そして、いつ起こるか分からない自然災害から大切な命を守るためには、速やかに安全な場所へ避難しなければなりません。

介護が必要な方や障がいのある方などの中には、災害が発生したとき、自らの力で安全な場所へ避難することが困難なため、速やかに避難するために支援が必要となる避難行動要支援者がいます。

「自分の身は自分で守る」という自助、「地域の助け合いで災害を乗り越える」という共助が防災の基本ですが、特に避難行動要支援者のように自ら避難することが困難な方には、声かけや避難支援などを地域の中で行う共助が欠かせません。

そのため、地域の集まりや防災訓練などを通して、避難行動要支援者と地域住民が顔見知りになって、いざという時の関係を築き、人と人とのつながりを深め、地域の防災に対する意識を高める必要があります。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、避難支援活動を行っていた地域住民や消防関係者、民生委員などが命を失う事例も多数報告されました。

災害時に共助による避難支援を行うにあたっては、まずは支援する人やその家族などの身の安全を確保することが最優先となります。

そのうえで、避難行動要支援者への支援を円滑に実施し、避難行動要支援者と支援者の双方の命を守るためには、平常時からの十分な準備が必要です。

そのために、民生委員の皆さまには、市役所と避難行動要支援者との橋渡し役や地域（自治会・町内会、自主防災組織）による避難行動要支援者支援体制構築のサポート役をお願いいたします。

本マニュアルは、避難行動要支援者への制度の説明、申請書の取り扱い方や地域との関わり方などの民生委員にお願いする職務について示したものです。本マニュアルが円滑な職務を実施するための一助になれば幸いです。

➤ 平成 29 年 4 月より制度の名称が変わりました。

災害時に自力での避難が困難な方に対する支援体制として、新潟市では平成 17 年度から「災害時要援護者支援制度」に取り組んできましたが、平成 25 年に災害対策基本法が改正され、これまでの「災害時要援護者」に替わるものとして、「避難行動要支援者」という考えが示されました。新潟市でもそれに併せて、平成 29 年 4 月、制度名を従来の「災害時要援護者支援制度」から「避難行動要支援者支援制度」に変更しました。

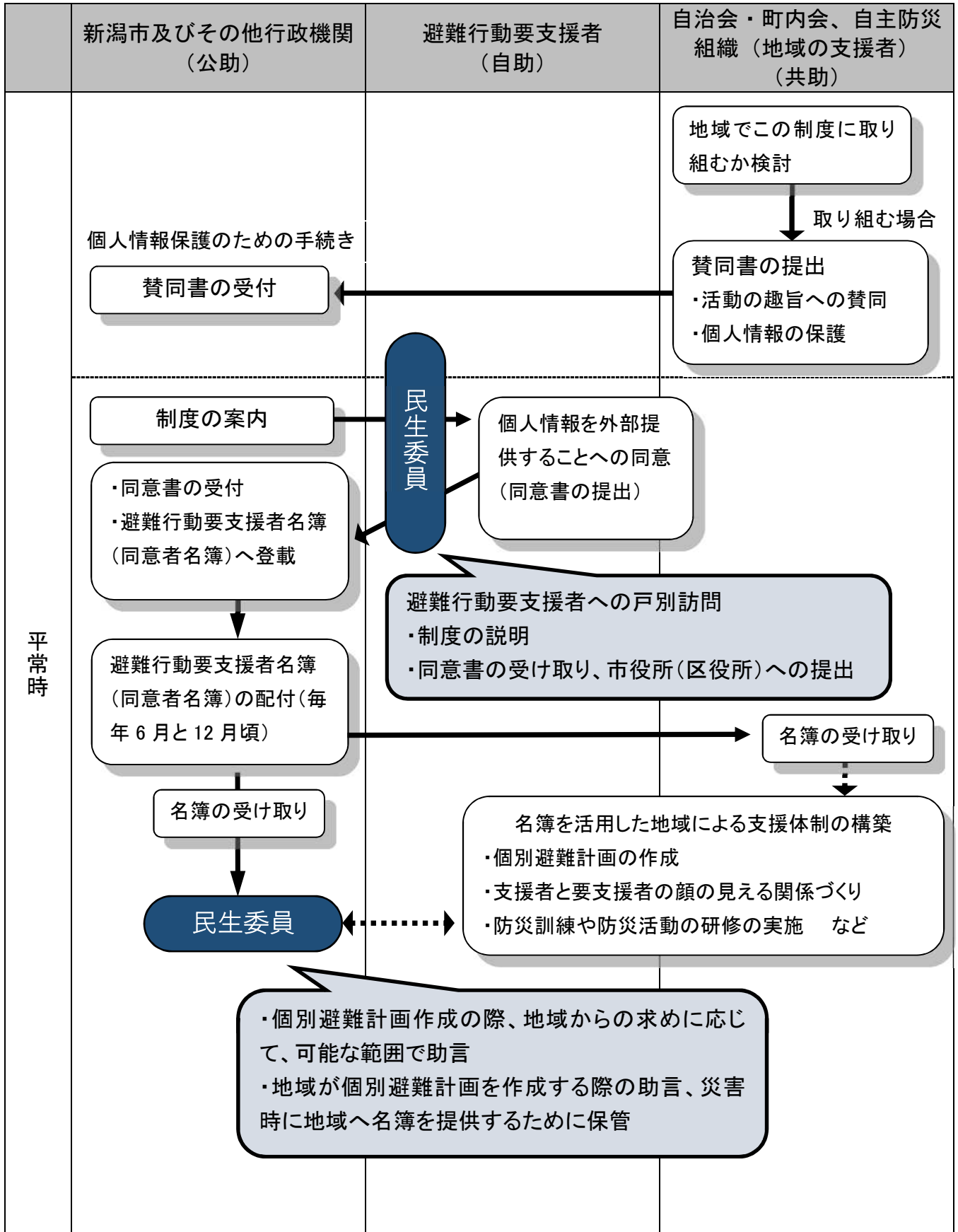
≪主な用語の変更点≫

平成 29 年 3 月までの名称	平成 29 年 4 月からの新名称
災害時要援護者支援制度	避難行動要支援者支援制度
災害時要援護者（要援護者）	避難行動要支援者（要支援者）

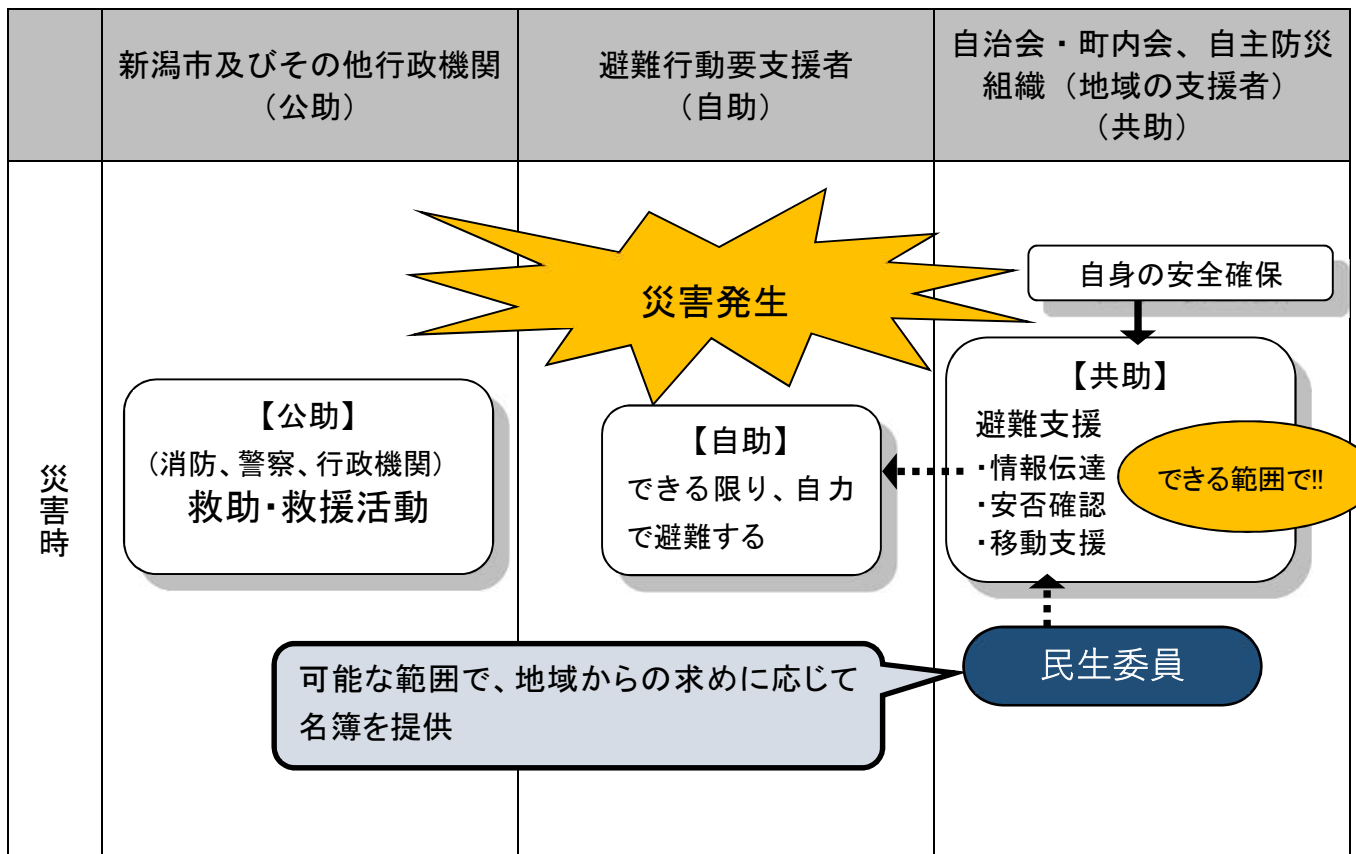
新潟市防災マスコットキャラクター



▶避難行動要支援者支援制度の全体の流れ



.....▶ は、「できる範囲で協力する」を表す矢印です。



.....➡ は、「できる範囲で協力する」を表す矢印です。

1 避難行動要支援者支援制度とは

(1) 地域による支え合いの制度

災害が大規模になればなるほど、多数の被害が発生することが想定されます。

平成 23 年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は約 6 割、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍にのぼりました。

こうした方々を救うためには近隣住民同士の助け合いがとても重要です。平成 7 年の阪神・淡路大震災では、98%の人が、自力または近所の人助け合いにより倒壊家屋から脱出し、消防、警察などにより救出された人は 2%以下といわれています。

消防や警察などによる「公助」には限界がありますので、一人でも多くの人命を守るためには、「自助」に加えて地域における「共助」の力を最大限に発揮して、避難行動要支援者への支援活動を迅速に行うことが重要です。

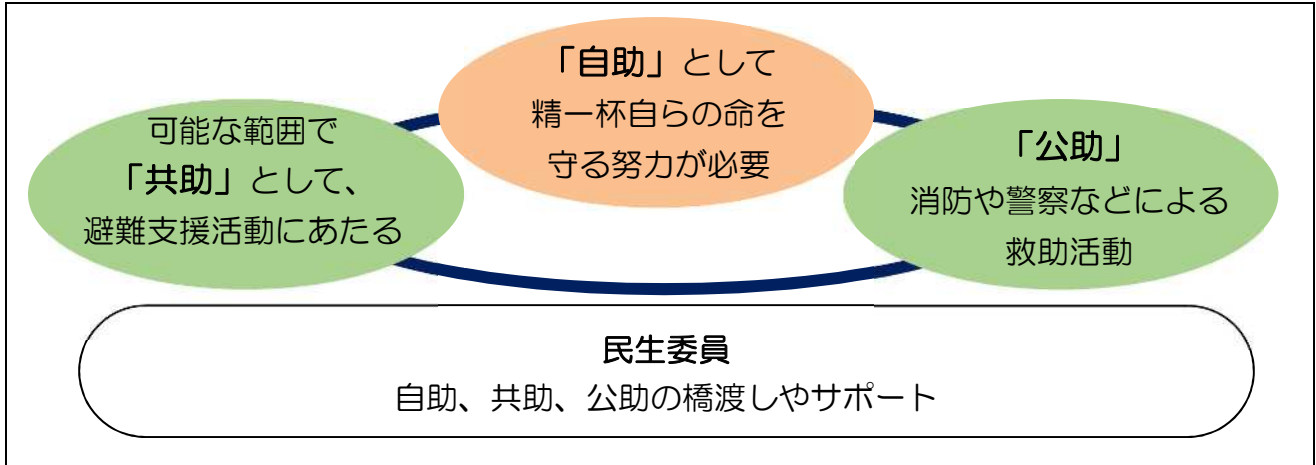
このためにも、平常時から地域の避難行動要支援者が掲載された名簿を地域に配付し、その名簿を活用して地域の方々と避難行動要支援者が話し合い、一人ひとりの状況に応じた支援方法などを決めておくことが大切です。

そのために、民生委員の皆さまには、市役所と避難行動要支援者との橋渡し役及び地域（自治会・町内会、自主防災組織）による避難行動要支援者支援体制構築のサポート役をお願いいたします。

《自助・共助・公助の役割》

自助	「自分（家族）の命を自分（家族）で守ること」 日頃から防災知識を学び、食糧や水などを備蓄することや防災訓練に参加し、災害時には可能な限り自力で安全確保に努めます。
共助	「地域の皆さんで互いに助け合うこと」 自助が困難な避難行動要支援者に対して、地域の方々により支援にあたります。「公助」による支援に限界がある中で、「共助」が中心的な役割を担います。
公助	「市民の命を守る行政・防災機関での防災・減災活動」 市、県、国などの行政、消防、警察などの公的機関により、市民の救助を行います。「公助」だけでは、市民すべての命を守ることはできません。

《自助・共助・公助の連携イメージ》



(2) 避難行動要支援者とは

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自らの力で円滑かつ迅速な避難をすることが困難な方で、第三者の支援が必要な方々のことです。

新潟市では、生活の基盤を自宅としている方を避難行動要支援者としています。

(3) 避難行動要支援者名簿と登載方法

避難者行動要支援者名簿には、避難行動要支援者の要件に該当する全員を登載している「全体名簿※」と避難行動要支援者が本人の個人情報を平常時から地域や民生委員、警察などの外部に提供することに同意した人のみを登載している「同意者名簿」の2種類あります。民生委員に提供する名簿は「同意者名簿」です。

▶ 同意者名簿への登載方法

該当要件	登載方法
75歳以上のみの世帯の高齢者	民生委員の戸別訪問による同意確認
要介護認定3以上の者	
身体障害者手帳1・2級の所持者	
療育手帳Aの所持者	
上記以外で、自ら避難することが困難かつ避難の支援を希望する者	区役所健康福祉課の窓口での受付

💡 ※ 全体名簿とは

個人情報の外部提供の同意の有無にかかわらず、要件に該当する方全員が登載された名簿です。「全体名簿」は、平常時は市役所（区役所や消防局も含まれます。）で保管をし、災害時には避難行動要支援者の救助・救援、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等を行う者に対し提供することができます。

(4) 関係機関の役割

市、県、国、消防、警察などの行政機関のほか、地域の共助として活動する自治会・町内会、自主防災組織、事前の戸別訪問などに携わる民生委員などが、連携して避難行動要支援者の支援やサポートなどを行います。

関係機関	役割
市、県、国、消防、警察などの行政機関	公助の主体として、平常時は避難行動要支援者名簿を管理し、災害時はその方々の救援、救助及び支援を行います。 (避難行動要支援者名簿は新潟市が作成します。)
自治会・町内会 自主防災組織	地域の共助の主体として、平常時は市から避難行動要支援者名簿(同意者名簿)の提供を受け、避難行動要支援者の支援体制を整えるとともに、災害時にはできる範囲で情報伝達、安否確認、避難支援などを行います。
民生委員	平常時に、避難行動要支援者の自宅などに戸別に訪問し、制度の説明、同意書の作成などのお手伝いをお願いします。 また、地域で作成する個別避難計画へのアドバイスをお願いします。 災害時には、平常時に名簿の提供を受けていない、または、災害の影響により名簿を活用できない自治会・町内会、自主防災組織からの求めに応じて、避難行動要支援者名簿(同意者名簿)を提供することができます。

(5) 避難支援等関係者

災害時の避難行動要支援者の避難支援やそのサポートのため、平常時から新潟市が作成した避難行動要支援者名簿(同意者名簿)の提供を受けた者

- この制度の趣旨に賛同する自治会・町内会、自主防災組織
- その地域を管轄する警察署
- その地区を担当する民生委員

※ なお、新潟市は名簿の作成者となるため、消防局を含む市役所の関係部署は避難支援等関係者の範囲には含まれません。

(6) 民生委員への市からの依頼事項

市役所と避難行動要支援者、避難支援者との橋渡し役として、以下の事項に協力をお願いします。

ア 避難行動要支援者への戸別訪問

- 新たに避難行動要支援者になった方の自宅を訪問し、この制度について説明する。
- 平常時から個人情報や避難支援等関係者に提供することの同意について確認するとともに、その結果をとりまとめ、所定の提出書類を区役所健康福祉課に提出する。

イ 地域による避難行動要支援者支援体制構築や避難支援活動をサポート

- ① 平常時、地域が作成する個別避難計画についての助言
自治会・町内会、自主防災組織の地域の支援者から、避難行動要支援者一人ひとりの避難計画の作成にあたり、助言を求められた場合は、可能な範囲で助言する。
- ② 災害時、地域からの求めに応じ、避難行動要支援者名簿（同意者名簿）を提供
自治会・町内会、自主防災組織の地域の支援者に配られている避難行動要支援者名簿（同意者名簿）が、災害の影響により、名簿を活用できない場合などの理由で名簿の提供依頼があったときは、可能な範囲で民生委員に配られている名簿を提供する。

2 避難行動要支援者への戸別訪問

(1) 戸別訪問の年間スケジュール

月	市役所	民生委員	避難行動要支援者
7月	<p>新規避難行動要支援者の抽出</p> <p>↓</p> <p>「制度の案内」送付 (民生委員が訪問することを明記)</p>		
8月	<p>「訪問不要ハガキ」の受取り</p>		<p>「訪問不要等ハガキ」の送付 (民生委員の訪問が不要の場合のみ)</p>
9月 ～ 10月	<p>「戸別訪問チェックリスト」、 「同意書」の送付</p> <p>↓</p> <p>「戸別訪問チェックリスト」、 「同意書」の受取り 同意者名簿の更新</p>	<p>「戸別訪問チェックリスト」、 「同意書」の受取り</p> <p>↓</p> <p>戸別訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の説明 ・「同意書」の記入(個人情報外部提供に同意者のみ) <p>↓</p> <p>訪問結果とりまとめ</p> <p>「戸別訪問チェックリスト」、 「同意書」の返送</p>	
11月			
12月	<p>登載通知の送付</p> <p>↓</p> <p>同意者名簿の配付</p>	<p>同意者名簿の受取り</p> <p>↓</p> <p>同意者名簿の差し替え</p>	<p>登載通知の受取り</p>
1月 ～ 5月			
6月 ～ 7月	<p>・同意者名簿の時点更新</p> <p>・同意者名簿の配付</p>	<p>・同意者名簿の受取り</p> <p>・同意者名簿の差し替え</p>	

7月

- **新規避難行動要支援者の抽出**
市役所は、毎年7月上旬頃、新たに避難行動要支援者の要件の該当者を抽出します。
- 「避難行動要支援者支援制度の案内」の送付 ※様式例はP.32-33参照
新たな要件該当者あてに、区役所健康福祉課が避難行動要支援者支援制度の案内を送付します。
この案内の中で、「後日、民生委員が制度の説明のためにお宅に訪問すること」、「そのため民生委員にあなたの個人情報を提供すること」について承諾するかどうかを記載しています。

8月

- 「訪問不要等ハガキ」の送付 ※様式例はP.34参照
避難行動要支援者が、民生委員の訪問を不要とする場合や個人情報の提供を承諾しない場合は、避難行動要支援者は同封のハガキによりその旨を記載し、区役所健康福祉課に送付します。
訪問不要等ハガキの提出者は民生委員訪問チェックリストから除外されます。

9月～10月

- 「戸別訪問チェックリスト」、「同意書」の送付
区役所健康福祉課から民生委員あてに、担当区域の避難行動要支援者の登載された「戸別訪問チェックリスト」及び「避難行動要支援者名簿情報外部提供同意書（以下、「同意書」）を送付します。
 - **戸別訪問チェックリスト**
担当区域の避難行動要支援者が登載されている一覧表形式の名簿。戸別訪問先の確認、訪問の有無、個人情報提供の同意の有無などを記録するためのもの
 - **同意書**
避難行動要支援者の個人情報を外部に提供することの同意の意思を示すためのもの。避難行動要支援者ごとに印刷されます。
- **避難行動要支援者への戸別訪問**
民生委員は区役所健康福祉課から戸別訪問チェックリスト、同意書が届いたら、担当区域の避難行動要支援者の自宅を訪問し、訪問した趣旨やこの制度の説明を行うとともに、避難行動要支援者の個人情報を外部に提供することに同意するかどうかの意思を確認します。
避難行動要支援者が同意する場合は同意書を受け取ります。（必要に応じて同意書作成のお手伝いをお願いします。）
- **訪問結果のとりまとめ。「戸別訪問チェックリスト」、「同意書」の返送**
民生委員は、戸別訪問の結果をとりまとめ、その内容を戸別訪問チェックリストに記入するとともに、避難行動要支援者から受け取った同意書と併せて、区役所健康福祉課に返送します。

11月

- 「戸別訪問チェックリスト」、「同意書」の受取り。避難行動要支援者名簿の作成
市役所は、民生委員から返送された戸別訪問チェックリスト及び同意書を基に、避難行動要支援者名簿を更新します。

12月

- 「登載通知」、「避難行動要支援者名簿(同意者名簿)」の送付
区役所健康福祉課から、個人情報外部提供に同意した避難行動要支援者あてに、避難行動要支援者名簿登載通知が送付されます。
また、区役所健康福祉課または、総務課・地域総務課は、民生委員、自治会・町内会、自主防災組織に避難行動要支援者名簿(同意者名簿)を配付します。
- 「避難行動要支援者名簿(同意者名簿)」の差し替え
同意者名簿が届いたら、民生委員は配付済みの名簿のうち、変更になったページについて差し替えをしてください。

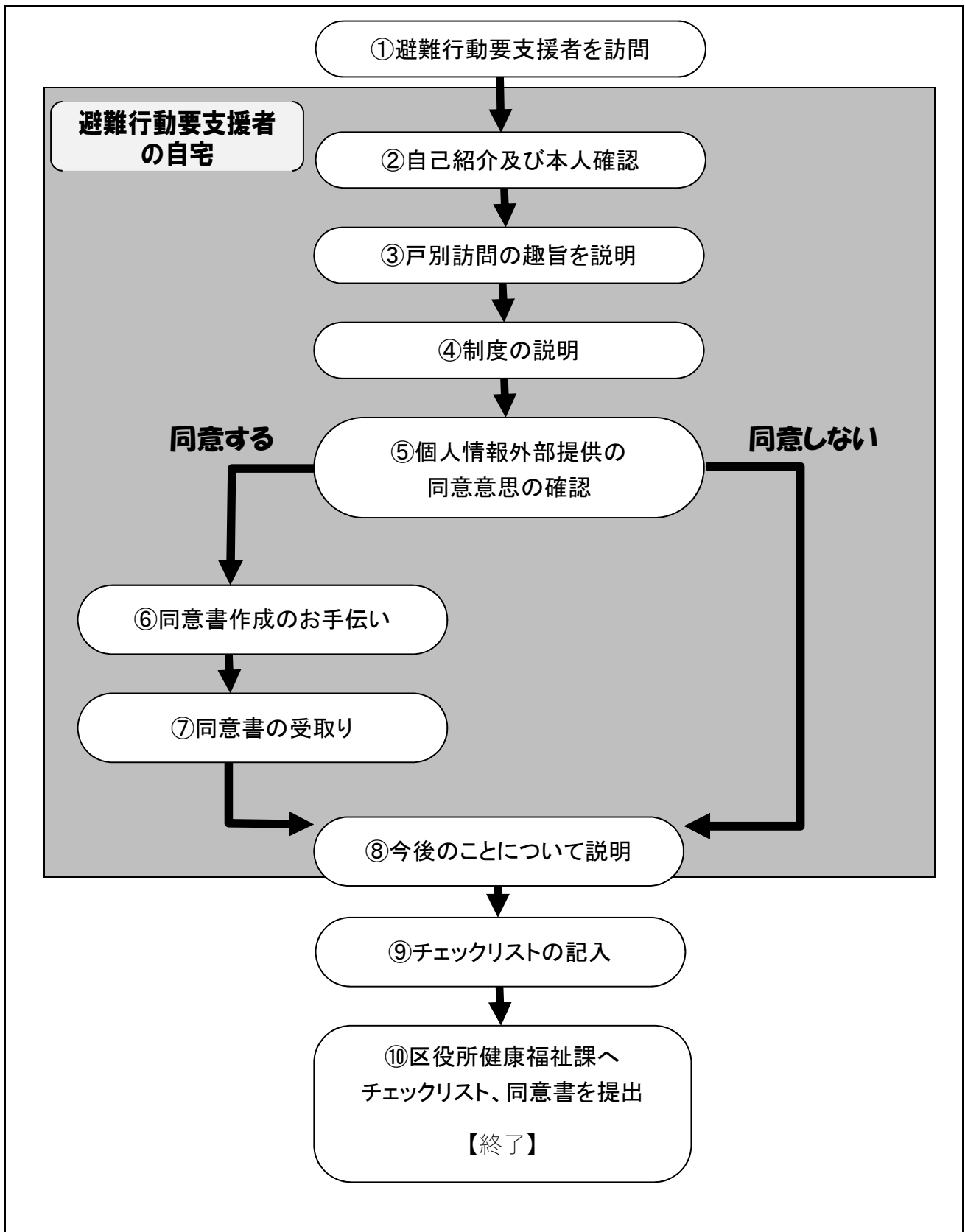
翌年6月～7月

- 避難行動要支援者名簿の時点更新、同意者名簿の配付
市役所は、12月に配付した同意者について、6月を基準に転出、福祉施設への入所、死亡などの異動事由を反映して、情報の時点更新をします。
時点更新した避難行動要支援者名簿(同意者名簿)について、区役所健康福祉課または総務課・地域総務課は民生委員、自治会・町内会、自主防災組織に配付します。
民生委員は、12月の時と同様、名簿の差し替えをしてください。



(2) 戸別訪問のポイント

➤ 戸別訪問の流れ



① 避難行動要支援者を訪問

区役所健康福祉課から配付された戸別訪問チェックリスト、同意書に基づき、リストに記載されている避難行動要支援者の自宅を訪問します。

② 自己紹介及び本人確認

まず、避難行動要支援者に対して、氏名や民生委員であることを紹介するとともに、名前を聞き取りするなどにより、訪問した避難行動要支援者がリストに記載された者と同じであることを確認します。

※ なお、避難行動要支援者の容態により民生委員との会話が困難な場合は、家族、保護者に対応をお願いしてください。

③ 戸別訪問の趣旨を説明

「市役所の依頼を受け訪問した」こと、「民生委員が訪問することについて、あらかじめ、市役所（区役所）からあなたあてにお手紙が送られている」ことなど、避難行動要支援者に訪問の趣旨を説明します。

④ 制度の説明

パンフレットと同意書を避難行動要支援者にお渡しいただき、この制度の内容について以下の点に触れて説明してください。

ア この制度の趣旨について

- 大規模災害時は、消防、警察などの公助だけで、すべての市民を救援、救助することは限界がある。このため、自力での避難、地域での助け合いが大切となってくる
- 災害時に自分では避難することが困難な方（避難行動要支援者）の命を守るには、公的機関だけでなく、地域による助け合いも重要になる
- 日頃から避難行動要支援者のことを知っておくことが重要になってくることから、本人の同意を得て、平常時から自治会や町内会、自主防災組織、民生委員、消防、警察に、避難行動要支援者が掲載された名簿を配付すること
- 市役所が定める該当者の要件は、要介護者、障がい者、75歳以上のみの世帯の方であり、あなたはこの要件に該当していること
- あなた（避難行動要支援者）が災害時に自力での避難が困難で、家族以外の方からの避難の支援が必要と思われるならば、この制度について考えていただきたいこと

イ 留意点について

- 公的な救助、地域による助け合いは限度があります。この制度の手続きをしたからといって、必ず助けがくるとは限らないこと（避難支援者も自分の命を守らなければならないこと）

訪問リストチェックリストに掲載されている避難行動要支援者は、要件を一律に当てはめたものなので、リストの中には自力で避難できる方も含まれている。

- 助け合いの趣旨をご理解いただき、真に避難が困難な方に限り手続きをしていただきたいこと
- 避難行動要支援者自身や家族も、できる限り自力で避難する努力をしてもらいたいこと
- 平常時から食糧や水、常用薬を持出袋などに備蓄しておき、災害時に迅速に避難できるよう備えをしておくこと

ウ 個人情報の取り扱いについて

- この制度の手続きをすると、あなた（避難行動要支援者）の個人情報を自治会や町内会、自主防災組織、民生委員、消防、警察の避難支援に関係する方に提供すること
- そのため、あなた（避難行動要支援者）の個人情報を外部に提供することについて同意するかどうか考えてもらいたいこと
- 避難行動要支援者が個人情報の外部提供に同意するときは、市役所（区役所）へ同意書を提出する必要があること
- なお、避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の提供を受けた者は、その情報について外部に漏らさないよう守秘義務が課せられるので、あなたの個人情報が関係者以外の外部に漏れない仕組みとなっていること

エ 手続きをした場合、その後の平常時の地域とのかかわりについて

- 手続き後、12月ごろに市役所（区役所）から避難行動要支援者本人あてに手続きがされた旨の通知が送られてくること
- また、あなた（避難行動要支援者）の個人情報が掲載されている避難行動要支援者名簿（同意者名簿）についても、12月ごろに自治会や町内会、自主防災組織、民生委員、消防、警察といった支援に関係する方に配付されること
- その後、災害時にあなたの避難支援の内容を決めるために自治会や町内会、自主防災組織の地域の支援者が、あなた（避難行動要支援者）の自宅に訪問することがあること

⑤ 個人情報外部提供の同意意思の確認

- 避難行動要支援者に、この制度の趣旨を理解のうえ、本人の個人情報を外部に提供することに同意するかどうかについて、避難行動要支援者の意思を確認してください。
- なお、避難行動要支援者の容態により同意の意思が確認できない場合は、家族、保護者による同意の意思を確認してください。

→ 同意する場合 ⑥へ

→ 同意しない場合 ⑧へ

⑥ 同意書作成のお手伝い(同意する場合)

- 同意書は原則、避難行動要支援者本人が記入しますが、本人の記入が難しい場合は、家族や保護者が避難行動要支援者に代わり記入します。
- 家族や保護者がおらず、避難行動要支援者が同意書の記入ができない場合は、民生委員が本人の意思を確認しながら同意書の記入項目を代筆するなど作成のお手伝いをお願いします。その際は、同意書の内容を復唱し、お互いで内容を確認しましょう。

➤ 同意書の記入項目

	主な項目
初めから印字されている項目	氏名、性別、生年月日、住所
記入する項目	電話番号、緊急連絡先、民生委員名、自治会名、法定代理人等の氏名 など

※ 様式例は P.49-50 参照

➤ 留意点

- 緊急連絡先は、相手方の承諾を得たうえで記入するようにしてください。

⑦ 同意書の受取り(同意する場合)

避難行動要支援者から同意書を受け取ります。受け取った同意書はまとめて区役所健康福祉課に提出することになりますので、提出までの間は大切に保管してください。

⑧ 今後のことについて説明

最後に、避難行動要支援者に今後のことについて説明をしてください。

➤ **同意した方**

- 10月中に、避難行動要支援者から預かった同意書を区役所健康福祉課に提出すること
- 12月中に、区役所健康福祉課からあなた（避難行動要支援者）あてに登載通知書が送られてくること
- 併せて、あなた（避難行動要支援者）の個人情報に掲載された避難行動要支援者名簿（同意者名簿）が、あなたの地域の自治会・町内会、自主防災組織、民生委員、警察に配付されること
- その後、災害時の支援方法を決めるため、自治会・町内会、自主防災組織による地域支援体制がある場合、地域の支援者があなた（避難行動要支援者）のお宅を訪問する場合があること
- 不明な点があれば、区役所健康福祉課に問い合わせること

➤ **同意しない方**

- 今後、いつでも手続きすることができること
- その際には、同意書の提出が必要になること
- 不明な点があれば、区役所健康福祉課に問い合わせること

⑨ チェックリストの記入

訪問後、戸別訪問チェックリストの「訪問」、「同意○拒否×」、「※2 拒否理由」、「摘要」の欄に訪問結果を記入してください。

※ 様式例は P.48 参照

⑩ 区役所健康福祉課へチェックリスト、同意書を提出

すべての避難行動要支援者の戸別訪問を終え、戸別訪問チェックリストの記入が終わったら、戸別訪問チェックリストと戸別訪問時に預かった同意書は、個人情報が掲載されていますので、必ず区役所健康福祉課へ提出してください。（出張所への提出も可）

3 避難行動要支援者名簿(同意者名簿)の取り扱い

(1) 避難行動要支援者名簿(同意者名簿)の受け取り

12月に、区健康福祉課から民生委員に、今回の民生委員による戸別訪問結果を反映した避難行動要支援者名簿(同意者名簿)が配付されます。

この名簿について、民生委員は主に次の場合に利用します。

- 自治会・町内会、自主防災組織が避難行動要支援者の個別避難計画を作成する際に、民生委員に助言を求められ、対応できる範囲で助言する場合
- 災害時に、避難支援のため自治会・町内会、自主防災組織から民生委員に避難行動要支援者名簿(同意者名簿)の提供依頼があり、その名簿を提供する場合

参考 避難行動要支援者名簿(同意者名簿)の配付先(保管者)

- 市役所の担当部署(区役所、消防局含む)
- 警察
- 民生委員
- 自治会・町内会、自主防災組織

(2) 同意者名簿の登載者

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自らの力で円滑かつ迅速に避難することが困難な方で、第三者の支援が必要な方々の情報を登載した名簿です。

次の①～③の全てに該当する方が名簿に登載されています。

- ① 次のア～カのいずれかの要件に該当する方
 - ア 75歳以上のみの世帯の高齢者
 - イ 要介護認定3以上の者
 - ウ 身体障害者手帳1・2級の所持者
 - エ 療育手帳Aの所持者
 - オ 災害時要援護者名簿(旧制度)の登載者
(主にア～エの要件に該当する方)
 - カ 自ら避難することが困難で、避難の支援を希望する者
- ② 生活の基盤を自宅としている方
- ③ この制度の趣旨を理解し、本人の情報を平常時から避難支援等関係者に提供することに同意した方

(3) 同意者名簿の種類と記載内容

ア 一覧名簿

避難行動要支援者の基本情報、連絡先などを一覧表形式に掲載したものです。
自治会・町内会単位となっています。

▶ 記載内容

項目	記載内容
①基本情報	氏名、生年月日、性別、住所
②連絡先	自宅電話番号、携帯電話番号、緊急連絡先
③本人の状態	該当要件（介護、障がい、高齢者世帯）

※ 様式例は P.53 参照

イ 個人名簿

上記アの一覧名簿に掲載されている避難行動要支援者一人ひとりの詳しい情報を掲載した名簿です。

▶ 記載内容

項目	記載内容
①基本情報	氏名、生年月日、性別、住所
②連絡先	自宅電話番号、携帯電話番号、緊急連絡先
③該当要件など	該当要件（介護、障がい）、自治会名、特記事項（本人の状態）

※ 様式例は P.54 参照



(4) 同意者名簿の更新

住所の異動や福祉施設への入所など避難行動要支援者の状況は常に変化しますので、年2回更新した各種名簿が配付されます。

ア 更新内容

変更の事由	名簿の更新内容
登載者が市内間で転居した場合	転居元の名簿から削除され、転居先の名簿に登載されます。
登載者が市外に転出した場合	名簿から削除されます。
登載者が福祉施設に入所した場合	名簿から削除されます。
登載者が死亡した場合	名簿から削除されます。
登載者の登載内容が変更になった場合 (連絡先、該当要件など)	名簿の変更箇所の内容が変更されます。
新潟市に転入した方で、この制度の要件に該当し、外部に本人情報を提供することに同意した方	新たに名簿に登載されます。
新潟市在住で、新たにこの制度の要件に該当し、外部に本人情報を提供することに同意した方	新たに名簿に登載されます。

イ 更新に伴い提供される名簿など

種類	取り扱いなど
一覧名簿	<ul style="list-style-type: none"> 一覧名簿はすべての方の分が印刷され、提供されます。 これまでの一覧名簿と差し替えてください。
個人名簿	<ul style="list-style-type: none"> 新規登載者や内容に変更があった方は、その人の分の個人名簿のみを配付します。 変更があった個人名簿は、変更後のものに差し替えてください。
抜き取り対象者リスト	<ul style="list-style-type: none"> 名簿からの削除者や内容が変更となった方のリストです。 このリストをもとに、削除者の個人名簿を抜き取ってください。 また、変更のあった方の個人名簿を更新後のものに差し替えてください。

ウ 不要になった名簿の取り扱い

名簿の差し替えや抜き取りにより不要となった名簿は再現不可能に細断して処分する、または、区役所総務課または健康福祉課、出張所、連絡所に処分を依頼するなど、名簿の情報が流出しないようにしてください。

エ 名簿更新の時期

毎年6月頃、12月頃の年2回、区役所健康福祉課から配付されます。

(5) 同意者名簿の管理

ア 目的外利用の禁止

避難行動要支援者名簿（同意者名簿）は、地域が避難行動要支援者の個別避難計画の作成にあたり、地域から助言を求められて助言するときや、災害時に、地域から依頼を受けたときに名簿を提供するために提供されるものです。

この目的以外で名簿を利用することは絶対にしないでください。

イ 保管方法

名簿に載っている情報は、避難行動要支援者の大切な個人情報です。名簿は、盗難や紛失しやすい場所ではなく、また、いざというときに取り出しやすい場所を選んで保管してください。

ウ 名簿のコピー

名簿は、個人情報が掲載されたものであることから、紛失のリスクを減らすため、コンビニやスーパーなどの不特定多数の人が出入りする場ではコピーを行わないでください。区役所、出張所、連絡所でコピーを行います。

名簿は、必要以上にコピーしないでください。

エ 事故発生時の報告

名簿について、紛失や漏えいなどが生じた場合や生じるおそれがある場合は、速やかに区役所健康福祉課に報告してください。

オ 名簿の引き継ぎ

民生委員が交代する場合は、名簿情報のすべてを新たな民生委員に引き継ぐとともに、名簿の取り扱いについて説明をしてから引き継いでください。

4 地域による支援体制構築や避難支援活動のサポート



個別避難計画とは

個別避難計画とは、災害時の避難に役立てるため、避難先、避難支援者などをあらかじめ決めておく、一人ひとりの避難計画です。

平常時に個別避難計画を作成しておくことで、避難支援活動の実効性を高めることにつながることから、できる範囲で少しずつ計画作成に取り組んでいただくよう、避難行動要支援者名簿（同意者名簿）を保有する自治会・町内会、自主防災組織にお願いをしています。

なお、個別避難計画の様式は、自治会・町内会、自主防災組織に配付している避難行動要支援者名簿個人名簿の裏面に掲載されています。※民生委員に配付している個人名簿の裏面は白紙です。

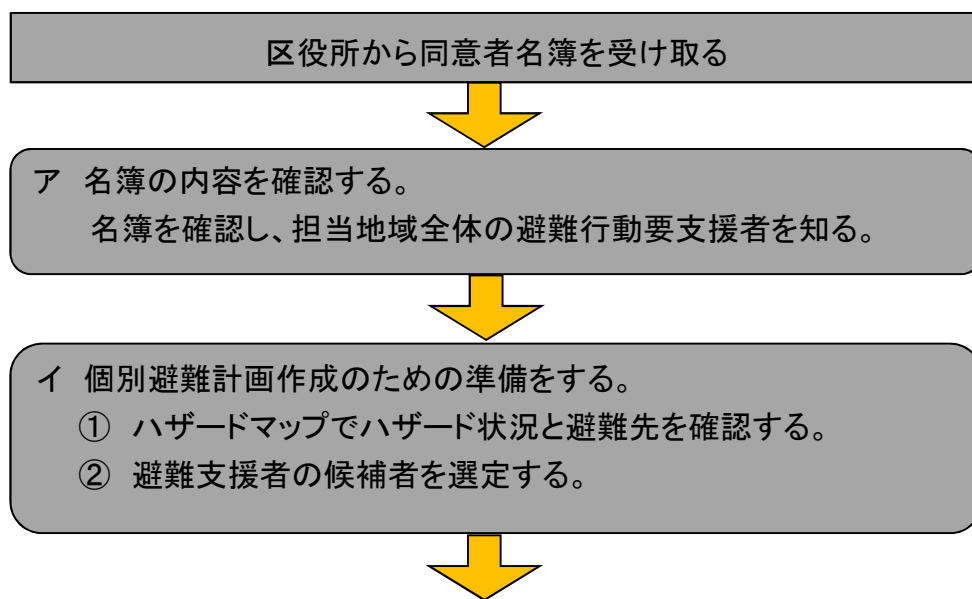
個別避難計画は、地域の実情や特性を踏まえ、避難行動要支援者と自治会・町内会、自主防災組織の地域の支援者が話し合いを行いながら、作成することが大切です。個別避難計画の作成にあたり、地域から助言やサポートを求められたら、できる範囲でご協力をお願いします。



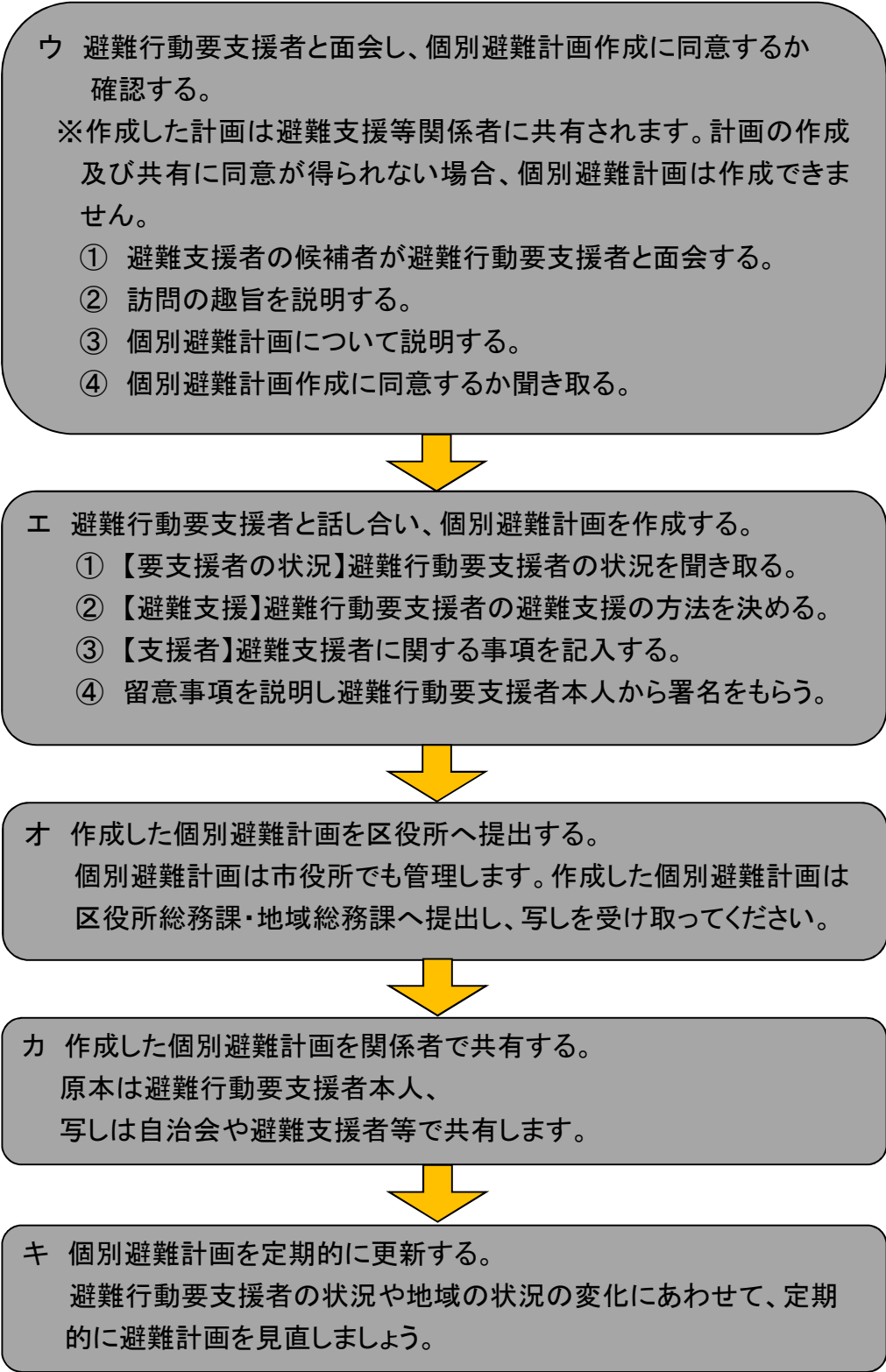
個別避難計画の様式について

新潟市では、令和3年5月の災害対策基本法の改正を受け、避難支援の実効性を高めることを目的として、令和5年度から個別避難計画の様式を変更しました。
※様式例は P.55 参照

(1) 平常時、地域が作成する個別避難計画についての助言 【地域による個別避難計画作成の流れ(例)】



民生委員は、地域からの求めに応じて、できる範囲で助言をお願いします。

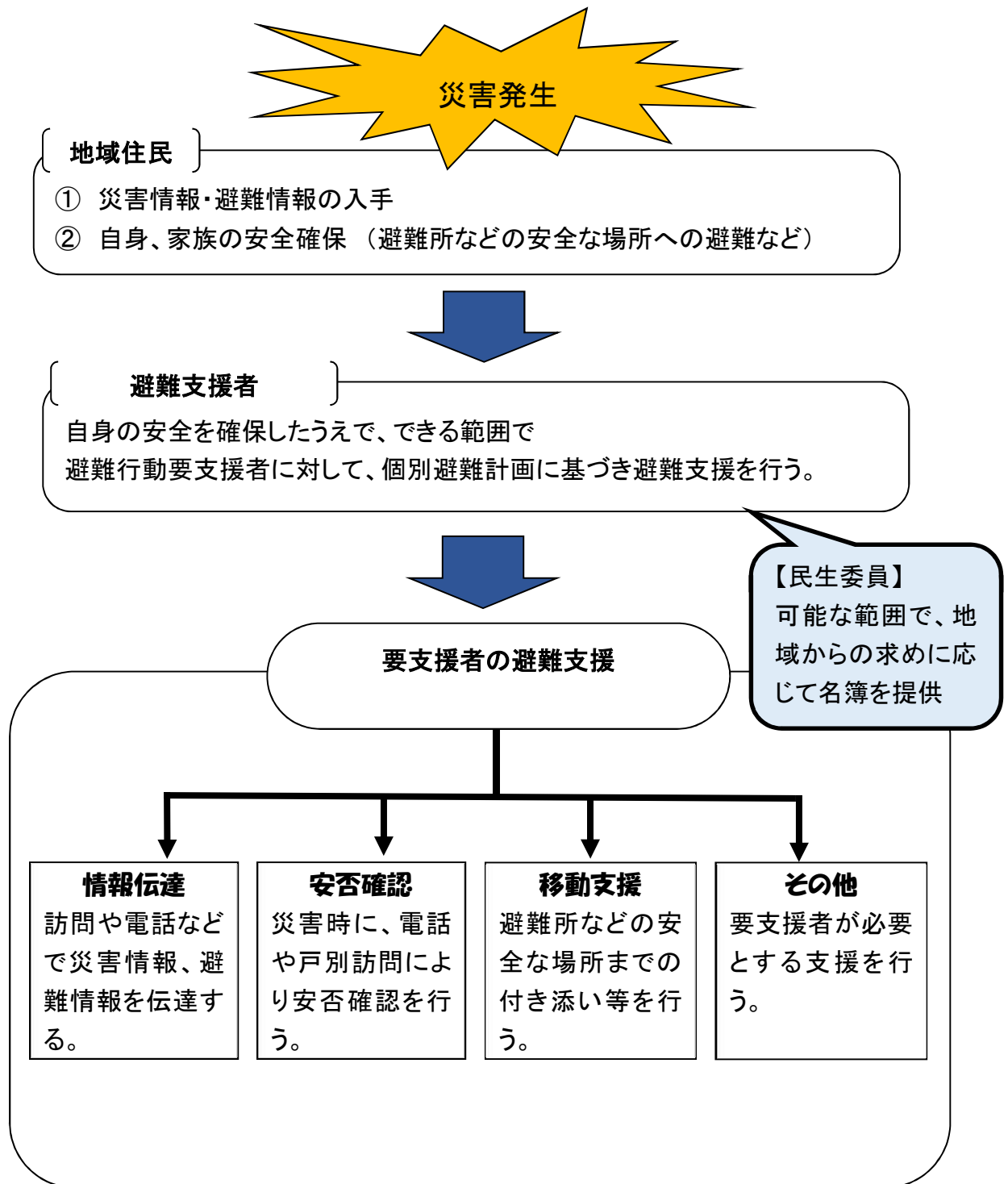


民生委員は、地域からの求めに応じて、できる範囲で助言をお願いします。

(2) 災害時、地域からの求めに応じ、避難行動要支援者名簿(同意者名簿)を提供

災害時、平常時に名簿の提供を受けていない、または、災害の影響により名簿を活用できない自治会・町内会、自主防災組織から名簿の提供依頼があったときは、可能な範囲で民生委員に配られている名簿を提供してください。

▶ 参考 災害時の地域による避難支援活動



(1) 避難行動要支援者名簿(同意者名簿)の取り扱い

Q 避難行動要支援者名簿(同意者名簿)は、すべての自治会・町内会、自主防災組織に配られるのですか

A いいえ。避難行動要支援者支援制度の趣旨に賛同のうえ、この制度に取り組むことを決め、かつ名簿情報についての秘密保持義務を遵守することについての賛同書を市役所(区役所)に提出した場合にのみ配付されます。

Q 担当地区の自治会・町内会が自主防災組織を結成していません
名簿が自治会・町内会に渡らなければ、手続きをする意味がないのでは

A 自主防災組織を結成していない自治会・町内会であっても、個人情報の適切な取り扱いについて確認していただき、賛同書をご提出していただければ名簿を配付します。

Q 名簿の保管場所はどこにすればよいですか

A 災害時に安全にすぐに取り出せる場所で、外部の人が簡単に持ち出せないようなところに保管してください。

Q 同意書や戸別訪問チェックリストはコピーしてよいですか

A 名簿が作成されるまで、情報を管理しておきたい場合は、区役所、出張所、連絡所でコピーをしてもらってください。コンビニエンスストアなど、不特定多数が利用するコピー機は絶対に利用しないでください。置き忘れなどによる個人情報の漏えいの恐れがあります。なお、後日、更新した名簿を受け取りましたら、区役所へ返却されるか、再現不可能に細断して確実に処分してください。余った同意書や、戸別訪問チェックリストは、すべて区役所健康福祉課へ返却してください。

Q 名簿情報を紛失、漏えいなどが発生した場合、どのような罰則がありますか

A 災害対策基本法では、守秘義務違反に対する罰則はありませんが、故意に名簿情報の漏えいを行った場合などは、避難行動要支援者本人から損害賠償請求をされる可能性があります。

情報の悪用は避難行動要支援者の生活を脅かすこととなりますので、取り扱いには十分留意してください。

Q 名簿は、避難行動要支援者の支援の取り組み以外の目的以外に使用してはならないと
なっていますが、平常時の見守り活動に活用することはできますか

A 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）は、災害時の支援体制を構築するため、日頃
から避難行動要支援者と支援者の関係づくりを進めるために提供されるものです。
避難行動要支援者と支援者の関係づくりを目的の一つとして、平常時の見守り活
動を行う場合、名簿を活用することができます。

Q 名簿に登載されていない人で、災害時に自力で避難できない人がいます。そのような方
にはどう対応したらよいですか

A 過去に何らかの理由で避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の登載に同意しなかつ
た可能性があります。自力で避難することが困難で、避難の支援を希望する方であ
れば、本人の意思により区役所健康福祉課でいつでも手続きすることができます。
市役所としても定期的に制度の周知を図っていきませんが、近所にそういった方が
いる場合は、民生委員からも制度の紹介をお願いします。

(2) 戸別訪問

Q 何度訪問しても不在の場合はどうしたらよいですか

A 不在の場合には、不在票（様式例は P.56）に必要事項を記入して、郵便受けなど
に投函し、対象者からの連絡を待ってください。
不在票を投函したにも関わらず、期限までに対象者から連絡がない場合には、戸別訪問
チェックリストの摘要欄に「不在」と記入してください。
また、施設に入所していることが明らかな場合や、転居した場合にも、その旨を摘要欄
にご記入ください。
なお、訪問したが、本人や家族から面会を断られた場合は、拒否理由19(その他)で理由を
「面会拒否」として、面会できたが、本人の同意について意思を確認することができなかつ
た場合には、拒否理由19(その他)で理由を「意思決定不可」とし、戸別訪問チェックリストの
訪問欄には○をつけてください。

Q 「自治会や民生委員には名簿を提供してもらってもよいけれど、警察にはちょっと…」と
いう方がいた場合にはどうしたらよいですか

A 自治会・町内会、自主防災組織、民生委員、警察への名簿提供について、それぞれ
分けて同意をいただくことはできません。
災害時に要支援者を助けるためには、本人や家族（自助）、地域（共助）、公的機関
（公助）が力を合わせなければならないことをお話いただき、すべての機関・団体
への名簿提供について同意をいただくよう、お願いいたします。

Q 訪問したが、対象者が明らかに「元気」でした。手続きを勧めてよいのですか

A 今回の戸別訪問の対象者は、障がいの程度や年齢、要介護度などから、避難行動要支援者名簿（同意者名簿）への登載が必要と思われる方ですが、健康状態には個人差があり、元気な方もいらっしゃいます。

地域の助け合いの精神による制度ですので、この制度には真に支援が必要な方のみ手続きしてもらいたいことを説明してください。

自力で避難できる方にはパンフレットをお渡しして、制度内容や後から必要になったら手続きできる旨を説明し、本人の意思を尊重してください。

Q 対象者の方の家を訪問したところ、対象者リストには入っていない方で、手続きをしたほうが良いと思われる方がいた場合、どうしたらよいでしょうか

A 今回の戸別訪問の対象者は、障がいの程度や年齢、要介護度など、一定の条件でリストアップしています。

今回のリストには載っていなくても、名簿への登載手続きを行うことができます。災害時に支援が必要だと思われた場合は、対象者と同様にパンフレットをお渡しし、制度の説明をお願いします。

Q 対象者がこの制度の手続きを民生委員の戸別訪問時ではなく、直接、区の窓口で行う場合、名簿の登載と対象者への通知はいつぐらいになりますか

A 名簿更新時期の6月と12月に、登載結果を対象者に通知します。対象者がそれまでの間不安に思われる場合は、対象者や家族で積極的に地域の方々と顔見知りになるなど関係づくりに努めることをアドバイスしてください。

(3) その他

Q 避難行動要支援者支援制度は、これまでの災害時要援護者制度と何が違うのですか

A 平成25年に、この制度の取り組みが法律により位置づけられました。

これまでの災害時要援護者制度とは、民生委員や自治会・町内会、自主防災組織の地域の支援者に対しては、制度の運用面で大きな変更点はありません。これまでどおりの活動と実質的に同じです。

1 制度名称の変更(平成 29 年 4 月)について

平成 16 年 7 月、記録的な大雨で河川が氾濫し、高齢者を中心に犠牲者が出た新潟・福島豪雨を教訓に、新潟市では国のガイドラインに基づき平成 17 年度から災害時要援護者制度を開始しました。この時点でのこの制度の位置づけとしては、市町村の努力義務として取り組む任意制度でした。

平成 23 年の東日本大震災の教訓を受け、国では平成 25 年に災害対策基本法を改正しました。この改正により、市町村に対して、避難行動要支援者の把握及び名簿の作成、並びに名簿を避難支援等関係者へ配付することが法律により義務付けられました。

併せて、制度名を災害時要援護者支援制度から避難行動要支援者支援制度に変更しました。

しかし、制度の運用面ではこれまで新潟市で行ってきた取り組みと実質的に変わるものではありません。

国による制度名の名称変更に合わせて、新潟市でも国が示している制度名、用語を統一して使用していきます。

▶ 変更点

項目	災害時要援護者支援制度	避難行動要支援者支援制度
避難行動要支援者(災害時要援護者)名簿の作成	市町村の努力義務	市町村の法定義務(災害対策基本法)
要支援者(要援護者)本人の同意を得て、平常時から、その方の本人情報(同意者名簿)を避難支援等関係者に提供すること	市町村の努力義務	市町村の法定義務(災害対策基本法)
要支援者(要援護者)本人の同意に関わらず、市町村が災害時に要支援者(要援護者)全員の名簿(全体名簿)を避難支援等関係者に提供すること	不可	可能
名簿の情報を受けた者に対する名簿情報の守秘義務	新潟市個人情報保護条例により守秘義務が課せられる。	災害対策基本法により守秘義務が課せられる。

2 個別避難計画作成の努力義務化(令和3年5月)について

令和元年台風19号等の頻発する豪雨災害において、高齢者や障がい者に被害集中したり、避難が適切に行われなかった事例があったこと等を受け、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするために、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。

新潟市においては、法改正前から、避難行動要支援者個人名簿（自治会、町内会、自主防災組織用）の裏面に「個別避難計画」の様式を掲載し、計画作成を地域の皆様に呼びかけていましたが、この度の法改正を受け、個別避難計画の様式を変更(令和5年6月)し、改めて計画作成を推進していきます。

3 補償制度や保険制度について

避難行動要支援者支援制度に関する補償や保険は、以下の3つがあります。いずれも、事前の加入手続きは不要です。

補償対象	平時		災害時	
	自身	他者 (身体・財物)	自身	他者 (身体・財物)
対象保険等	新潟市市民活動保険		新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償	避難行動要支援者支援制度賠償責任保険
対象活動例	自治会の防災訓練で避難所への移動支援訓練中、転倒し負傷した		避難誘導中、避難支援者が側溝に転落して負傷した	避難誘導中、要支援者が段差で躓いて転倒し後遺障害が生じた／避難支援中、第三者の車に接触し傷を付けた

避難支援中に避難支援者が不慮の事故により、死亡、負傷、障害の状態となった等の場合は新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償により、補償されます。

また、避難支援中に避難支援者が避難行動要支援者本人や第三者の生命、身体、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合は、新潟市が加入する損害賠償保険により、補償されます。

ただし、事故の原因が直接天災に起因する場合や、自動車を使った支援活動などは補償の対象にはなりません。

各補償や保険の詳細については、各種制度のホームページをご確認ください。

新潟市市民活動保険

https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/shimin/koeki_index/shiminkatyudou_hoken.html

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償

<https://ngtsogo.jp/business/fire-brigade/>

避難行動要支援者支援制度賠償責任保険制度について

https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/bosai_taisaku/index_kyoujo/yoshien/zentaikeikaku.html

4 用語の説明

- 要配慮者

災害時に限定せず、一般に配慮を要する者を意味し、具体的には、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人、その他の配慮を要する方をいいます。

- 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方をいいます。

- 避難支援等関係者

地域の共助として活動する自治会・町内会、自主防災組織のほか、民生委員、警察など、避難行動要支援者の避難支援を行う者のことです。民生委員は平常時に、避難行動要支援者に戸別訪問し、制度の説明や同意書の回収などを行います。

- 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者に対する避難支援などが円滑に行われるための基礎資料として、新潟市が福祉情報などから市内の避難行動要支援者の情報を抽出し、とりまとめた名簿。名簿には全体名簿と同意者名簿があります。

- 全体名簿

障がい者、要介護者などの避難行動要支援者の要件に該当する全員を登載している名簿。個人情報等の外部提供の同意の有無にかかわらず、要件に該当する方全員が登載されています。「全体名簿」は、平常時は市役所（区役所や消防局も含みます。）で保管をし、災害時には避難行動要支援者の救助・救援、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等を行う者に対し提供することができます。

- 同意者名簿

全体名簿に掲載されている避難行動要支援者のうち、避難支援の体制を整備するため、平常時から避難行動要支援者の情報を自治会・町内会、自主防災組織の地域や警察、民生委員などの避難支援等関係者に提供することに同意した方のみを登載している名簿。

この名簿情報については守秘義務が課せられます。

- 個別避難計画

全体名簿に掲載されている避難行動要支援者のうち、避難支援の体制を整備するため、平常時から避難行動要支援者の情報を自治会・町内会、自主防災組織や警察、民生委員などの避難支援等関係者に提供することに同意した方のみを登載している名簿。災害時の避難に役立てるため、避難行動要支援者一人ひとりの避難場所やサポート体制などをあらかじめ決めておく避難計画。

この計画については守秘義務が課せられます。

5 避難行動要支援者等(要配慮者)の特徴と災害時のニーズ

区 分		特 徴	災害時のニーズ
高 齢 者	ひとり暮らし 高齢者等	○ 基本的には自力で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急事態の覚知が遅れる場合がある。	○ 迅速な情報伝達と移動支援、安否確認および状況把握等が必要となる。
	(寝たきり) 要介護高齢者	○ 食事、排泄、衣類の着脱、入浴などの日常生活をするうえで他人の介助が必要であり、自力で移動できない。	○ 安否確認、状況把握等が必要となる。 ○ 避難する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
	認知症高齢者	○ 記憶が抜け落ちたり、幻覚が現れたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある。	○ 迅速な情報伝達と移動支援、安否確認および状況把握等が必要となる。
身 体 障 が い 者	視覚障がい者	○ 視覚による覚知が不可能な場合や、置かれた状況がわからず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている行動がわからない場合がある。	○ 音声による情報伝達や状況説明が必要であり、介助者がいないと避難できないため、移動支援等が必要となる。
	聴覚障がい者	○ 音声による避難誘導の指示が認識できない。補聴器を使用する人もいるが、コミュニケーション手段としては、手話、筆記等である。	○ 補聴器の使用や、手話、文字、絵画等による情報伝達が必要となる。
	言語障がい者	○ 自分の状況等を伝える際、音声による会話が困難な場合や、文字や音声の内容が理解できない場合がある。	○ 手話、文字、絵画等による情報伝達が必要となる。
	肢体不自由者	○ 体幹障がいや足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことがある。	○ 歩行の補助や、車椅子等の補助器具が必要となる。
	内部障がい者	○ ほとんどの人が自力で歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療(透析等)が必要である。	○ 酸素ポンプ等の医療機器が必要な場合がある。 ○ 継続治療ができない場合、移動手段の手配が必要となることがある。

区 分	特 徴	災害時のニーズ
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急事態の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できないこともある。 ○ 施設・作業所等に通所している割合が、他の障がい者より高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどが必要となる。 ○ 被災前の生活に早く戻すことが必要となる。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの方は自分で判断し、行動できる。適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールすることが必要となる。 ○ 薬の種類を把握するとともに、医療機関による支援が必要となる。
乳幼児・児童	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年齢が低いほど、避難誘導が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難に適切な誘導が必要となる。 ○ 被災により、保護者等が児童等を養育することが困難または不可能な場合、保育所等への緊急入所等が必要となる。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自力で移動できる人が多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神的動揺により、状態が急変することもあるので、避難行動のため、場合によっては車椅子などの移動手段が必要となる。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本語で情報を受けたり伝達することが十分できない人も多く、特に災害時の用語などが理解できないことが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多言語による情報提供が必要となる。

6 新規要件該当者への送付文書
避難行動要支援者支援制度の案内

さいがい じ あんぜん ひなん
災害時の安全な避難のために
ひなん こうどう ようし えんしゃ めいぼ とうろく せいど
(避難行動要支援者名簿登録制度について)

このお手紙は、75歳以上のみの世帯の方、身体障害者手帳1級・2級の方、療育手帳Aの方、要介護3・4・5の方、にお送りしています。(元号)〇年〇月〇日現在、年齢は満年齢)大切なお知らせですので、最後までお読みください。

にいがたし こうずい おおじしん ひなん たす ひつよう ひと あんぜん
新潟市では、洪水や大地震などのときに、避難に助けが必要な人が安全に避難できるように地域で助け合う「避難行動要支援者登録制度」を進めています。

これは、避難に助けが必要な人の名簿をつくり、市役所、消防、警察のほか、地域の防災組織や協力いただける自治会、民生委員が名簿を持ち合い、いざというときのために備える制度です。

このお手紙が届いた皆さんの中で、ご自分の力や家族の助けだけでは避難が行えない方は、この名簿に登録していただきたいので、民生委員が制度の説明のために、あなたのお宅を訪問いたします。

民生委員があなたのお宅を訪問して、制度の説明をするためには、市が、民生委員に、あなたの「お名前」、「性別」、「ご住所」、「生年月日」、「該当要件」(高齢・障がい・介護)をお知らせする必要があります。

りめん つづ
(裏面へ続く)

つきましては、民生委員にあなたの個人情報を提供して、「避難行動要支援者制度」の説明のためにお宅を訪問することを、ご承諾くださいますようお願いいたします。

承諾される場合はご返事の必要はありません。

承諾されない場合のみ同封のはがきをご返送ください。

(○月○日(○) 必着)

また、次のことにご注意ください。

○避難行動要支援者登録制度について

この制度は、地域のみなさんの助け合いの精神により、災害時の避難に助けが必要な人を支援する制度です。この制度による名簿には氏名や住所、緊急連絡先などが掲載されます。また、この制度は要支援者の登録と地域の防災組織の協力があって初めて有効に機能します。

○今回ご承諾いただけない方へ

今後は、このようなお手紙をお送りしません。災害時の避難について心配になった場合には、お近くの区役所健康福祉課までご相談ください。

災害時に地域で助け合う制度について、ご理解とご協力をお願いします。

(元号)○年○月○日

にいがたしちょう
新潟市長

【お問い合わせ】お住まいの区役所へ
新潟市 ○○区役所 健康福祉課 ○○係
電話 ○○○-○○○-○○○○ (直通)
ファックス
FAX ○○○-○○○-○○○○

訪問不要等ハガキ

※こちらの面にシールを貼ってください。
 わたし ひなんこうどうようしえんしゃめいば どうろく
 私は、避難行動要支援者名簿に登録す
 ひつよう こべつぼうもん
 る必要はありませんので、戸別訪問は
 きぼう
 希望しません。

〇〇〇—〇〇〇〇

新潟市〇〇区〇〇

〇〇 〇〇 様 様

きぼう りゆう
 希望しない理由

ばんごう
 (番号に〇をつけてください)

- 1 自分で避難できる(健康である)
じぶん ひなん けんこう
- 2 家族の支援が十分ある
かぞく しえん じゅうぶん
- 3 本人は入院・入所している
ほんにん にゅういん にゅうしょ
- 4 その他()

7 戸別訪問の対応例

(1) 避難行動要支援者が要介護者、障がい者の場合

民生委員の佐藤 太郎さんが、避難行動要支援者の田中 花子さんに訪問したときのケース

民生委員 佐藤さん	① 避難行動要支援者を訪問 ② 自己紹介と本人確認 こんにちは、私はあなたの地区を担当している民生委員の佐藤太郎です。田中 花子さんはいらっしゃいますか。
避難行動要支援者 田中さん	私ですが、为什么呢
民生委員 佐藤さん	③ 戸別訪問の趣旨を説明 8月ごろ、区役所健康福祉課からお手紙が届いたと思いますが、ご覧になりましたか
民生委員 佐藤さん	私は市役所から避難行動要支援者支援制度という、災害時に自分では避難することが困難な方で避難の必要な方を、地域の皆さんで守るための制度の説明を依頼されて、今日、田中さんのお宅を訪問しました。

<p>避難行動要支援者 田中さん</p>	<p>そうだったかね。</p>
<p>民生委員 佐藤さん</p>	<p>④ 制度の説明 ア この制度の趣旨 田中さんもご存知かと思いますが、平成23年の東日本大震災では、消防や警察が一生懸命救助活動を行いました。残念ながら大勢の犠牲者が出てしまいました。 あのような大災害では、消防や警察の救助には限界がありますので、まずは、ご自身ですぐに安全な場所に避難することが大切ですよね。 しかし、お身体の都合などで、災害の時に自分では避難できない方に対しては、消防や警察による救助だけでなく、地域の皆さんでの助け合いが大切になってきます。</p> <p>今日ご説明する避難行動要支援者支援制度というのは、災害時に避難が困難な方々の情報を名簿にして、あらかじめ町内会の方や警察に配っておき、日頃から地域の方と避難が困難な方が顔見知りになり、万が一災害が起きたときは、この名簿を使って、避難が困難な方の避難を支援するという制度です。</p> <p>このように災害時に自分で避難することが困難な人のことを「避難行動要支援者」といいます。 市役所では、災害時に避難が困難と思われる人を、 身体障がい者1、2級の方、知的障がい者Aの方、介護認定3以上の方、75歳以上のみの方の世帯の方を一律に対象者として、該当する方に制度の案内をしています。 もし、田中さんが災害時に避難することが困難だと思われるなら、この機会に、この制度の手続きをするかどうか考えてみてはいかがでしょうか。</p>
<p>避難行動要支援者 田中さん</p>	<p>話を聞いてみようか。</p>
<p>民生委員 佐藤さん</p>	<p>④ 制度の説明 イ 留意点の説明 (パンフレットを田中さんにお渡しし) この制度は、地域の助け合いによる制度です。そのため、いくつか留意してほしいことがあります。 (必ず助けが来るわけではないこと)</p> <p>まず、はじめに、先ほどお話ししたように消防や警察の救助、地域での助け合いには限界があります。 救助する人も、まずは、自分の安全を確保しなければなりません。 ですから、この制度の手続きをされたからといって、必ず助けがくる<u>とは限りません。</u>そのことをよく理解してください。</p>

<p>民生委員 佐藤さん</p>	<p>(自分自身でも助かるための努力をすること) 田中さんもできるだけ自分の安全を確保できるよう、日頃から、非常食や水、常用薬などをすぐに持ち出せるようにするなど、できるかぎりの準備をしておいてください。</p> <p>(真に支援が必要な方に手続きをしてもらいたいこと) そして、市役所は、名簿に登載したほうが良い人を一律に出していますので、75歳以上の方でも足腰の丈夫な方はたくさんいます。中には自力で避難できる人も含まれています。 市役所からは、真に支援が必要な方に手続きをしてもらいたいと言われています。<u>自力で避難できる方からの手続きはご遠慮いただきたい</u>と言われています。</p> <p>ウ 個人情報の取り扱い あと、重要な点として、この制度の手続きをすると、田中さんの個人情報が支援する方々に提供されることになります。 そのため、あらかじめ田中さんが田中さんの個人情報を支援者に提供することについて、同意していただく必要があります。 (同意書を田中さんにお渡しし)同意の方法ですが、この同意書を市役所(区役所)に提出していただく必要があります。 なお、名簿の提供を受けた方たちには、名簿に載っている情報を、外に漏らさないよう、守秘義務が課せられていますので、田中さんの情報が外に漏れる心配はありません。</p> <p>エ 手続き後の地域との関わりについて 田中さんが手続きをしたら、12月頃に市役所(区役所)から手続きが完了したことをお知らせするお手紙が届きます。 そして、田中さんが入っている自治会や民生委員の私、消防、警察に田中さんのことも含まれた名簿が配られます。 そして、その後に、自治会で田中さんの支援を担当する方が、災害の時に田中さんの避難の仕方について相談するために田中さんのお宅を訪問されることがあると聞いています。</p>
<p>避難行動要支援者 田中さん</p>	<p>そうですか、分かりました。</p>
<p>民生委員 佐藤さん</p>	<p>⑤ 個人情報外部提供の同意意思の確認 この制度の趣旨、留意点、個人情報のことについて説明しましたが、<u>田中さんがこのことをご理解のうえ、田中さんの個人情報を支援する方へ提供することに同意しますか</u></p>
<p>避難行動要支援者 田中さん</p>	<p>同意する場合 個人情報の提供に同意します。よろしくお願ひします。 ⑥へ</p> <p>同意しない場合 自分で避難できるので、この制度に手続きをする必要はないです。 (または) 個人情報の提供に同意できません。 ⑧へ (P.38)</p>

民生委員 佐藤さん	⑥ 同意書作成のお手伝い わかりました。そうしますと、この同意書を市役所（区役所）に提出することになります。 お手数ですが、ご記入をお願いします。
避難行動要支援者 田中さん	わかりました。ただ、ちょっと分からないこともありますので、いろいろと教えていただけませんか。
民生委員 佐藤さん	分からないことがあったら言ってください。
避難行動要支援者 田中さん	まず、民生委員が分かりません。
民生委員 佐藤さん	私です。「佐藤 太郎」と書いてください。
避難行動要支援者 田中さん	あと、「特記事項」とありますが、私はいつもは歩けるけど、朝は冷えるので、ときどきひざ関節が痛むんだよね。避難所も遠いし。災害のときは、だれか車で避難所まで送ってほしいんだけど、いいかな。
民生委員 佐藤さん	そうですね。災害のときは周りが混乱していると思うので、車で避難するのは逆に危ないと思いますし、地域の支援する方も車で搬送するのは大変だと思います。 助け合いの精神によるものなので、安易に車での搬送を希望するのは、ご遠慮された方が良いでしょうと思います。
避難行動要支援者 田中さん	確かにそうだね。 ただ、避難所が遠いし、朝ひざが痛いので、朝だけでも誰かから付き添いをお願いしてもらいたいけどいいかね。
民生委員 佐藤さん	そうですね。 そうしたら、特記事項に体の状態について詳しく書いてください。
避難行動要支援者 田中さん	わかりました。 あと、緊急連絡先は、長岡市の息子と、いつも来ているヘルパーさんにしたいと思うが、いいかね。
民生委員 佐藤さん	良いと思いますが、緊急連絡先を記入すると、それが地域の支援する方にその連絡先の情報が提供されることになりますが、長岡市の息子さんと、ヘルパーさんの了解を得ていますか。
避難行動要支援者 田中さん	いや、了解は得ていない。
民生委員 佐藤さん	そうすると、今は、緊急連絡先を書いてはいけません。 息子さんやヘルパーさんの了解を得られたら、区役所健康福祉課にご連絡ください。
避難行動要支援者 田中さん	わかりました。後で、息子とヘルパーさんに聞いてから連絡します。
民生委員 佐藤さん	⑦ 同意書の受取 はい、これで同意書はできました。 念のために、内容を読み上げたいと思います。間違っているところがありましたら、教えてください。 (同意書の内容を読み上げる)

避難行動要支援者 田中さん	間違いありません。これで大丈夫です。
民生委員 佐藤さん	わかりました。この同意書は市役所（区役所）に提出することになります。私が預かって代わりに提出しましょうか
避難行動要支援者 田中さん	それでは、お願いします。 (民生委員の佐藤さんは同意書を受け取る)
民生委員 佐藤さん	<p>⑧ 今後のことについて説明</p> <p>これで、手続きは終わりですが、今後のことについて改めてご説明します。</p> <p>確認ですが、今回、この手続きをしたからといって必ず助けが来るわけではないこと。</p> <p>田中さんも日頃から災害時の備えをしていただきたいこと 田中さんの個人情報支援する方々に提供することに同意されたこと</p> <p>最後になりますが、預かった同意書を市役所（区役所）に提出します。そうしますと、12月ごろ、市役所（区役所）から今回の手続きをしたことのお知らせのお手紙が届きます。</p> <p>また、同時に支援をする方に、田中さんのことが載っている名簿が配られます。</p> <p>その名簿をみて、災害時に田中さんの避難方法を話し合うため、田中さんを担当する地域の方が訪ねてくることがあります。</p> <p>以上です。何か質問はありますか</p>
避難行動要支援者 田中さん	いや、ないです。いろいろとご親切にありがとうございます。
民生委員 佐藤さん	<p>それでは、今日はこれで終わりです。何かありましたら連絡してください。さようなら。</p> <p>— 戸別訪問終了 —</p>

避難行動要支援者 田中さん	<p>同意しない場合</p> <p>自分で避難できるので、必要はないです。 (または)</p> <p>個人情報の提供には、同意できません。</p>
民生委員 佐藤さん	<p>⑧ 今後のことについて説明</p> <p>分かりました。</p> <p>今回、この制度に手続きしなかったからといって、この先、手続きができないわけではありません。</p> <p>今後、田中さんのお気持ちが変わり、この制度の手続きをしようと思ったら、この同意書を区役所に提出してください。</p> <p>制度のパンフレットと同意書を置いていきます。</p> <p>それでは、さようなら。</p> <p>— 戸別訪問終了 —</p>

(2) 避難行動要支援者が高齢要件のみの方の場合

民生委員の鈴木 五郎さんが、避難行動要支援者の福田 和美さんに訪問したときのケース

<p>民生委員 鈴木さん</p>	<p>① 避難行動要支援者を訪問 ② 自己紹介と本人確認 こんにちは、私はあなたの地区を担当している民生委員の鈴木 五郎です。 福田 和美さんはいらっしゃいますか。</p>
<p>避難行動要支援者 福田さん</p>	<p>私ですが、なんでしょうか</p>
<p>民生委員 鈴木さん</p>	<p>③ 戸別訪問の趣旨を説明 8月ごろ、区役所健康福祉課からお手紙が届いたと思いますが、ご覧になりましたか 私は市役所から避難行動要支援者支援制度という、災害時に自分では避難することが困難な方を、地域の皆さんで守るための制度の説明などを依頼されて、今日、福田さんのお宅を訪問しました。</p>
<p>避難行動要支援者 福田さん</p>	<p>そうだったかね。</p>
<p>民生委員 鈴木さん</p>	<p>④ 制度の説明 ア この制度の趣旨 福田さんもご存知かと思いますが、平成23年の東日本大震災では、消防や警察が一生懸命救助活動を行いました、残念ながら大勢の犠牲者が出てしまいました。 あのような大災害では、消防や警察の救助には限界がありますので、まずは、ご自身ですぐに安全な場所に避難することが大切ですよね。 しかし、お身体の都合などで、災害の時に自分では避難できない方に対しては、消防や警察による救助だけでなく、地域の皆さんから助け合いが大切になってきます。 今日ご説明する避難行動要支援者支援制度というのは、災害時に避難が困難な方々の情報を名簿にして、あらかじめ町内会の方や警察に配っておき、日頃から地域の方と避難が困難な方が顔見知りになり、万が一災害が起きたときは、この名簿を使って、避難が困難な方の避難を支援するという制度です。 このように災害時に自分で避難することが困難な人のことを「避難行動要支援者」といいます。 市役所では、災害時に避難が困難と思われる人を、 身体障がい者1、2級の方、知的障がい者Aの方、介護認定3以上の方、75歳以上のみの方の世帯の方を一律に対象者として、該当する方に制度の案内をしています。 福田さんは75歳以上のみの世帯なので対象となります。 もし、福田さんが災害時に避難することが困難だと思われるなら、この機会に、この制度の手続きをするかどうか考えてみてはいかがでしょうか。</p>
<p>避難行動要支援者 福田さん</p>	<p>話を聞いてみようか。</p>

<p>民生委員 鈴木さん</p>	<p>④ 制度の説明</p> <p>イ 留意点の説明</p> <p>(パンフレットを福田さんにお渡し) この制度は、地域の助け合いによる制度です。そのため、いくつか留意してほしいことがあります。 (必ず助けが来るわけではないこと)</p> <p>まず、はじめに、先ほどお話ししたように消防や警察の救助、地域での助け合いには限界があります。</p> <p>救助する人も、まずは、自分の安全を確保しなければなりません。</p> <p>ですから、この制度の手続きをされたからといって、<u>必ず助けがくるとは限りません。</u>そのことをよく理解してください。</p> <p>(自分自身でも助かるための努力をすること)</p> <p>福田さんもできるだけ自分の安全を確保できるよう、日頃から、非常食や水、常用薬などをすぐに持ち出せるようにするなど、できるかぎりの準備をしておいてください。</p> <p>(真に支援が必要な方に手続きをしてもらいたいこと)</p> <p>そして、市役所は、名簿に登載したほうが良い人を一律に出していますので、75歳以上の方でも足腰の丈夫な方はたくさんいます。中には自力で避難できる人も含まれています。</p> <p>市役所からは、真に支援が必要な方に手続きをしてもらいたいと言われています。<u>自力で避難できる方からの手続きはご遠慮いただきたい</u>と言われています。</p> <p>ウ 個人情報の取り扱い</p> <p>あと、重要な点として、この制度の手続きをすると、福田さんの個人情報が支援する方々に提供されることになります。</p> <p>そのため、あらかじめ福田さんが福田さんの個人情報を支援者に提供することについて、同意していただく必要があります。</p> <p>(同意書を福田さんにお渡しし) 同意の方法ですが、この同意書を市役所(区役所)に提出していただく必要があります。</p> <p>なお、名簿の提供を受けた方たちには、名簿に載っている情報を、外に漏らさないよう、守秘義務が課せられていますので、福田さんの情報が外に漏れる心配はありません。</p> <p>エ 手続き後の地域との関わりについて</p> <p>福田さんが手続きをしたら、12月ごろに市役所(区役所)から手続きが完了したことをお知らせするお手紙が届きます。</p> <p>そして、福田さんが入っている自治会や民生委員の私に、あと、消防、警察に福田さんのことも含まれた名簿が配られます。</p> <p>そして、その後、自治会で福田さんの支援を担当する方が、災害の時に福田さんの避難の仕方について相談するために福田さんのお宅を訪問されることがあると聞いています。</p>
<p>避難行動要支援者 福田さん</p>	<p>そうですか、分かりました。</p>

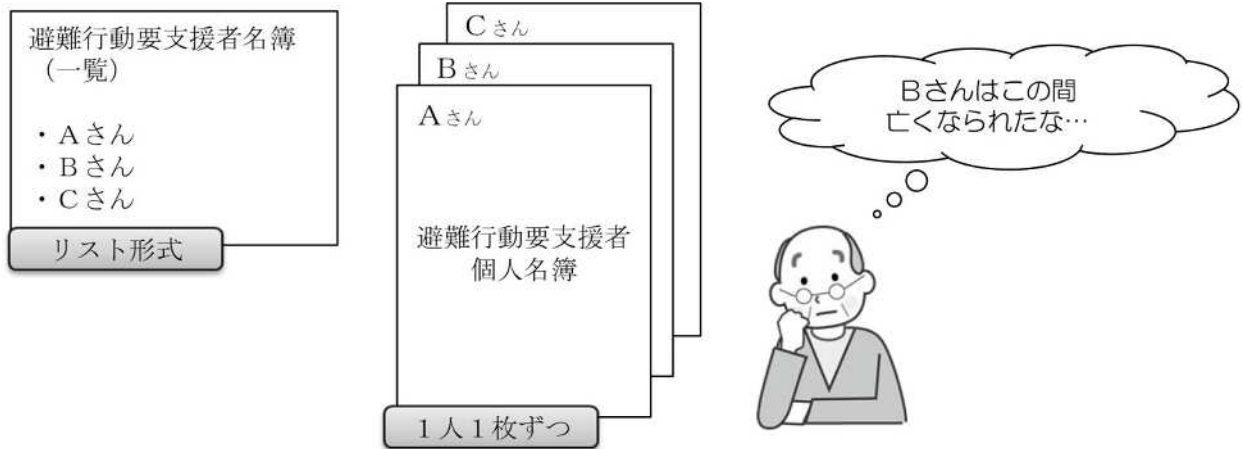
民生委員 鈴木さん	<p>今日は、パンフレットと同意書をこのまま置いていきます。</p> <p>福田さんが、避難が困難で地域での助けが必要とお考えなら、同意書を記入して〇月〇日までに私に持ってきてください。</p> <p>今回、この制度に手続きしなかったからといって、この先、手続きができないわけではありません。今後、鈴木さんのお気持ちが変わり、この制度の手続きをしようと思ったら、この同意書を区役所に提出してください。</p> <p>それでは、さようなら。</p> <p>— 戸別訪問終了 —</p>
--------------	---

8 避難行動要支援者名簿(同意者名簿)の取り扱いの各種フローチャート

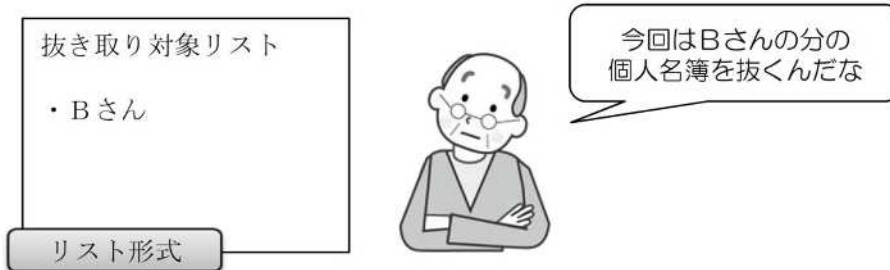
避難行動要支援者名簿差し替えイメージ(1)

【ケース①】抜き取る場合

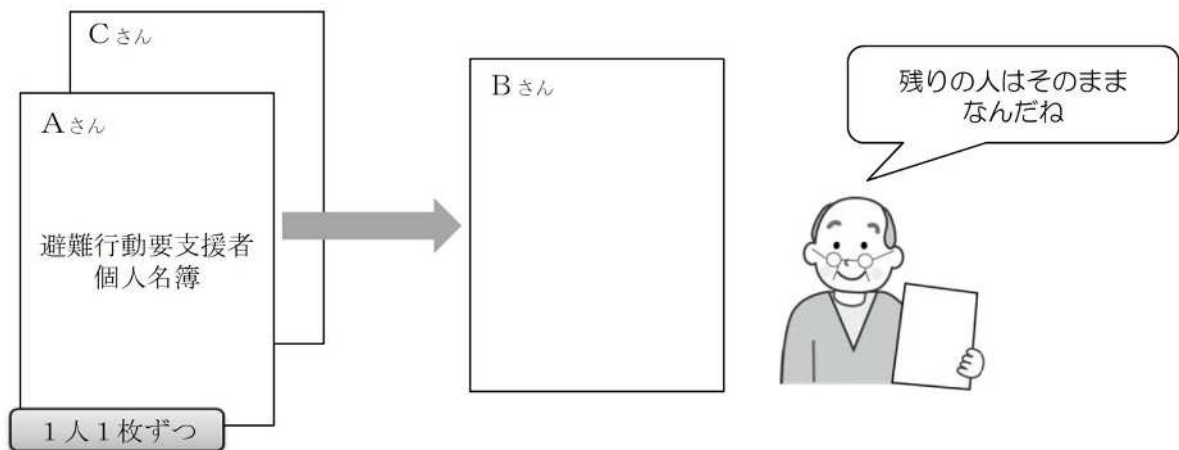
①まず最初に、以下の2種類を御用意下さい(各自治会・町内会様で保管されています)。



②今回届いた「避難行動要支援者抜き取り対象リスト」を見て抜く対象の方を確認します。

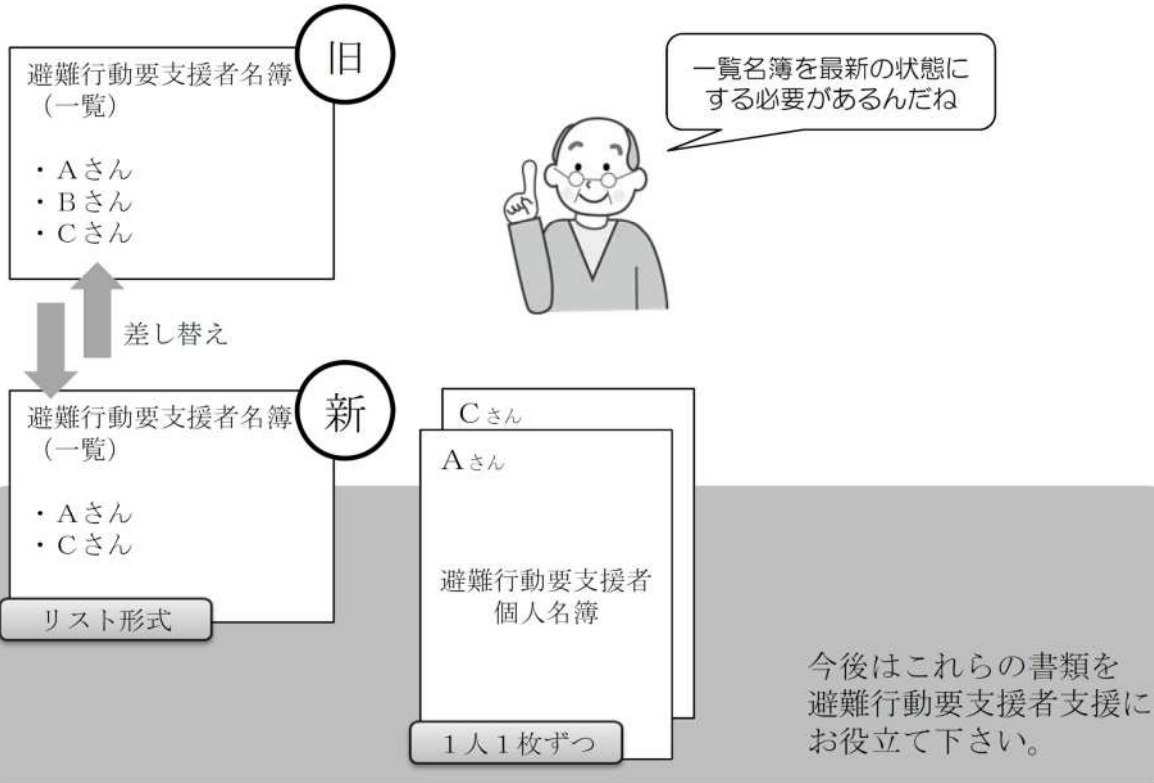


③個人名簿から抜き取り対象者であるBさんの分を抜きます。

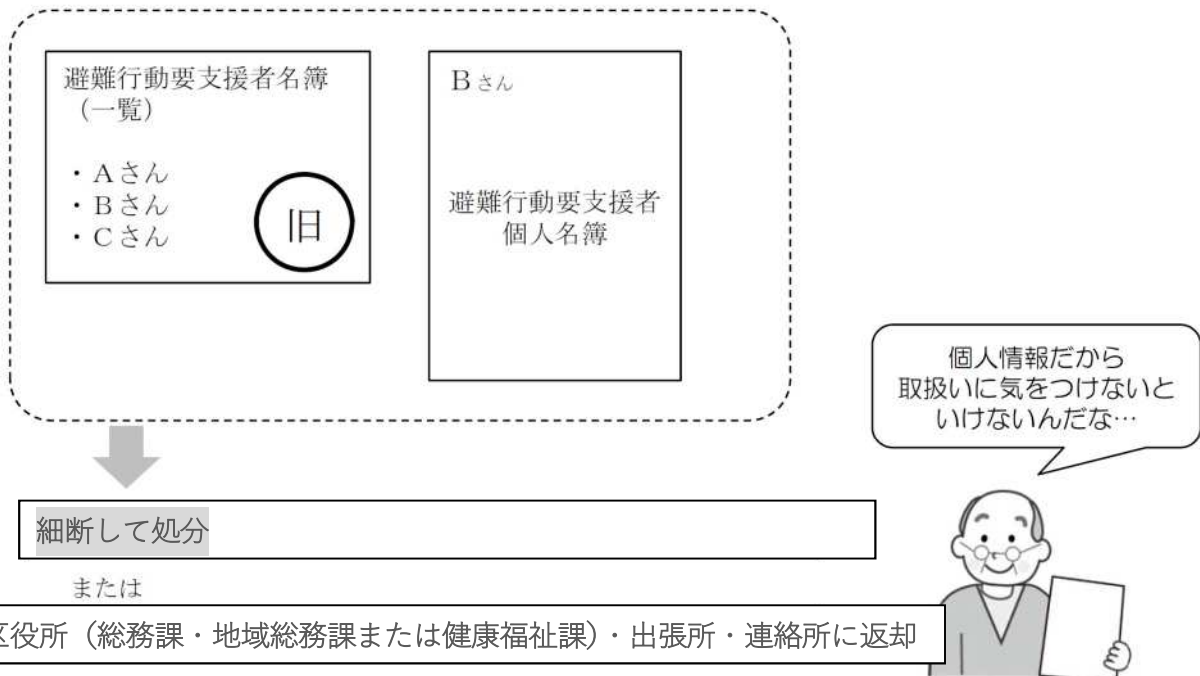


<次のページに続きます>

④「避難行動要支援者名簿（一覧）」を今回届いた新しいものに差し替えます。



⑤不要になった書類は再現不可能に細断して処分していただくか、区役所（総務課・地域総務課または健康福祉課）、出張所、連絡所に返却してください。



①まず最初に、以下の2種類を御用意下さい(各自治会・町内会様で保管されています)。

避難行動要支援者名簿
(一覧)

- ・ Aさん
- ・ Bさん
- ・ Cさん

リスト形式

旧

Cさん
Bさん
Aさん

避難行動要支援者
個人名簿

1人1枚ずつ



②新たに届いた「避難行動要支援者個人名簿」を見て、新規追加の方が差し替えの方が確認します。

避難行動要支援者名簿
(一覧)

- ・ Aさん
- ・ Bさん
- ・ Cさん
- ・ Dさん

リスト形式

新

Dさん

新規

避難行動要支援者
個人名簿

1人1枚ずつ

※差し替えのときは
「差替」と書いてあります。
その場合は【ケース③】を御参照下さい。



③新たに届いたDさんの個人名簿を、従来から保管していた個人名簿に付け足します。

Dさん
Cさん
Bさん
Aさん

避難行動要支援者
個人名簿

1人1枚ずつ

Dさんの分を
付け足し



<次のページに続きます>

④「避難行動要支援者名簿（一覧）」を今回届いた新しいものに差し替えます。

避難行動要支援者名簿
（一覧）

旧

- ・ Aさん
- ・ Bさん
- ・ Cさん



一覧名簿を最新の状態にする必要があるんだね

差し替え

避難行動要支援者名簿
（一覧）

新

- ・ Aさん
- ・ Bさん
- ・ Cさん
- ・ Dさん

リスト形式

Dさん

Cさん

Bさん

Aさん

避難行動要支援者
個人名簿

1人1枚ずつ

今後はこれらの書類を
避難行動要支援者支援に
お役立て下さい。

⑤不要になった書類は再現不可能に細断して処分していただくか、区役所（総務課・地域総務課または健康福祉課）、出張所、連絡所に返却してください。

避難行動要支援者名簿
（一覧）

- ・ Aさん
- ・ Bさん
- ・ Cさん

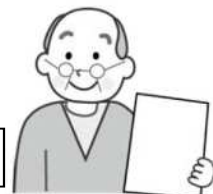
旧

細断して処分

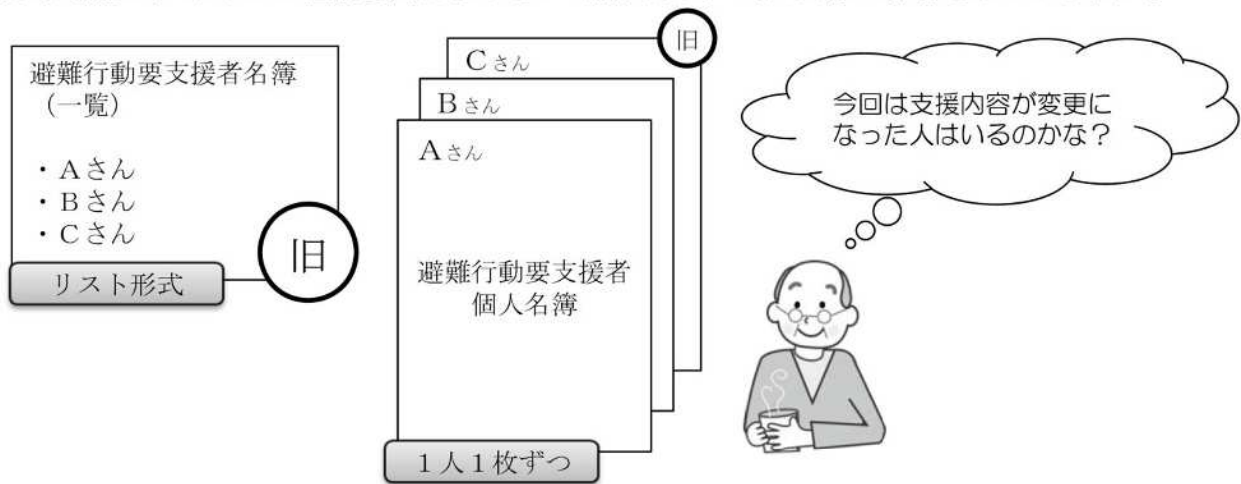
または

区役所（総務課・地域総務課または健康福祉課）・出張所・連絡所に返却

個人情報だから
取扱いに気をつけないと
いけないんだな…



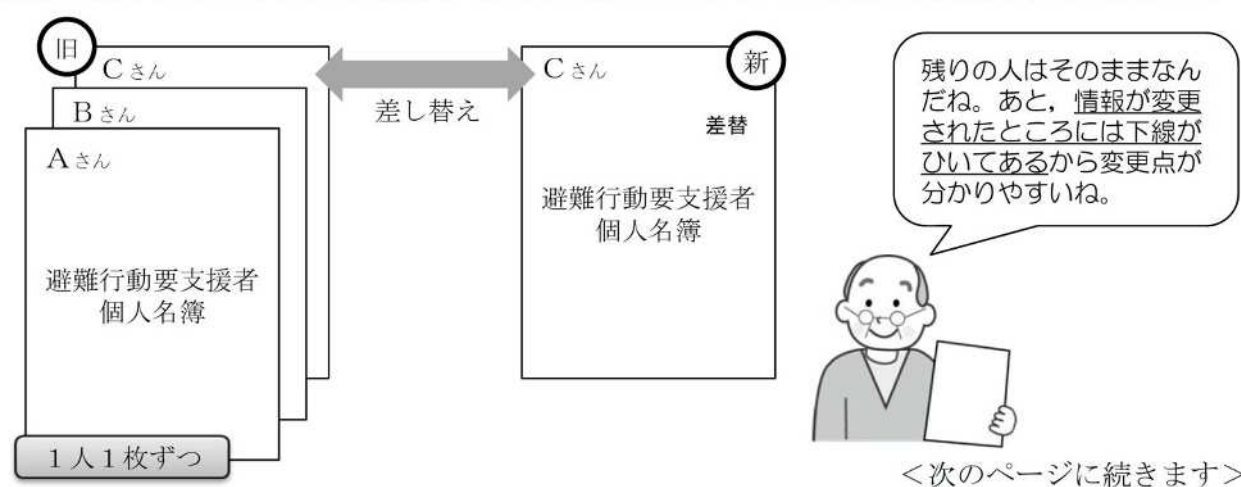
①まず最初に、以下の2種類を御用意下さい(各自治会・町内会様で保管されています)。



②新たに届いた「避難行動要支援者個人名簿」を見て、差し替えの方か新規の方を確認します。

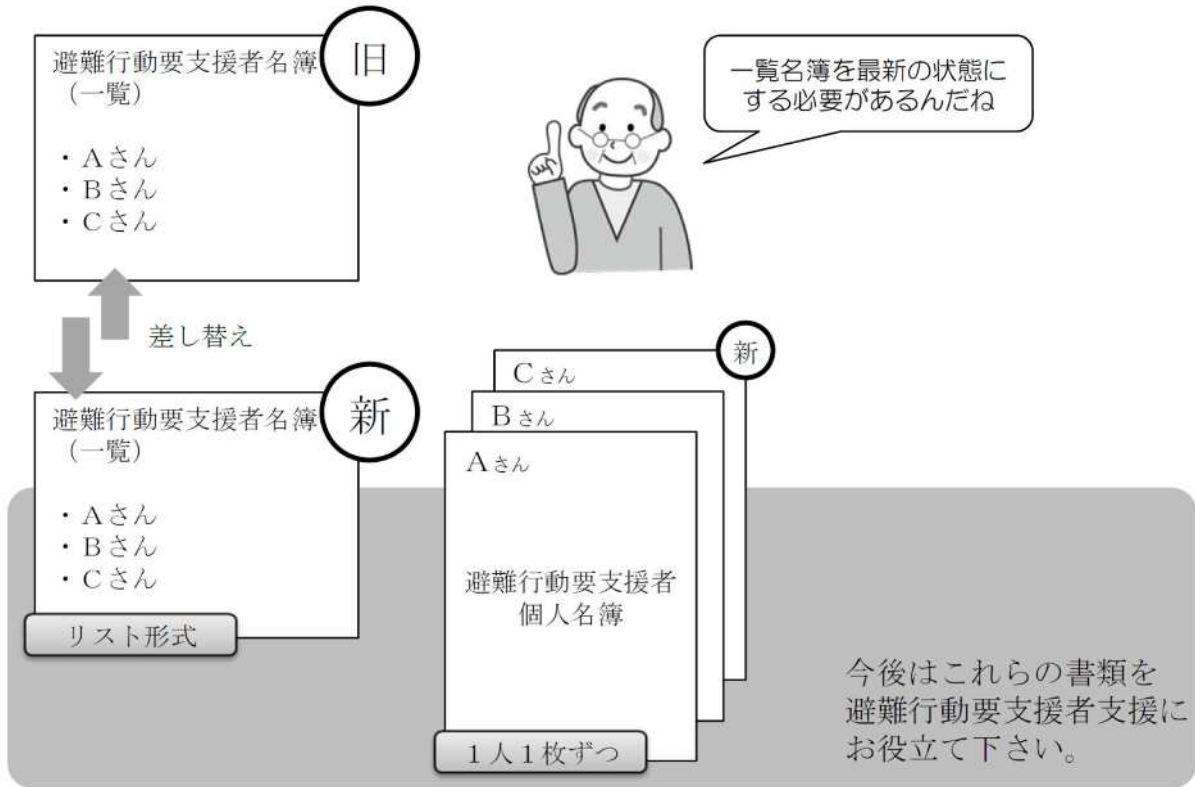


③新たに届いたCさんの個人名簿を、従来から保管していたCさんの個人名簿と差し替えます。

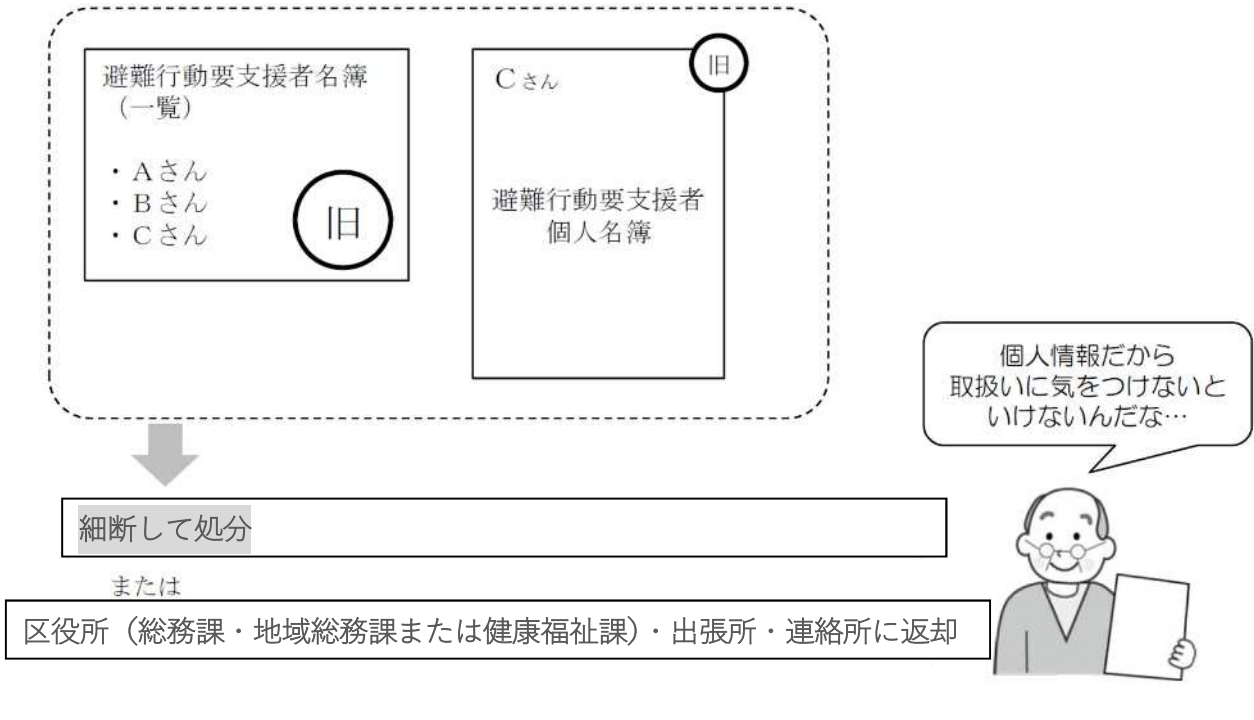


<次のページに続きます>

④「避難行動要支援者名簿（一覧）」を今回届いた新しいものに差し替えます。



⑤不要になった書類は再現不可能に細断して処分していただくか、区役所（総務課・地域総務課または健康福祉課）、出張所、連絡所に返却してください。



9 名簿や各種様式例 戸別訪問チェックリスト

新潟市避難行動要支援者名簿登録

困み部分が訪問した結果を記入する欄です。必ず記入してください。

平成〇〇年〇月〇日

地区	新潟 NO.	氏名	住所 ※1		民生委員名	白山 町子	生年月日 性別	該当要件(福祉情報)	訪問	同意 理由	※2拒否 理由	適用 (対象者に関する特記事項、その他の社会理由など)
			中央区〇〇町1-10-20	中央区〇〇町2-3-4 ハイツ南101								
記入例		アズマ タロウ 東 太郎	中央区〇〇町1-10-20	中央区〇〇町2-3-4 ハイツ南101			昭和〇〇年〇月〇日 男	介護 高齢	〇	×	13	
1		シナミ モコ 南 桃子	中央区〇〇町2-3-4 ハイツ南101	中央区〇〇町2-3-4 ハイツ南101			昭和〇〇年〇月〇日 女	高齢	〇	〇		車いすを使用している。
2		ヤキ カヲ 柳 湯夫	中央区〇〇町地	中央区〇〇町地			平成〇〇年〇月〇日 男		〇	〇	12	目が悪い
3		イト シロ 湊 次郎	中央区〇〇5-2-3	中央区〇〇5-2-3			平成〇〇年〇月〇日 男	介護	〇	〇		何處、訪問してもいかなるため面会できなかつた。

※1: 「〇」が表示されている場合は高齢のみ該当の方です。
※2: 拒否理由コード: 11(自分で避難できる)12(家族の支援が)13(本人は入院・入所)14(本人は死亡)15(本人は死亡)16(本人は死亡)17(他人に迷惑をかけたくない)18(本人は死亡)19(本人は死亡)20(本人は死亡)21(本人は死亡)22(本人は死亡)23(本人は死亡)24(本人は死亡)25(本人は死亡)26(本人は死亡)27(本人は死亡)28(本人は死亡)29(本人は死亡)30(本人は死亡)31(本人は死亡)32(本人は死亡)33(本人は死亡)34(本人は死亡)35(本人は死亡)36(本人は死亡)37(本人は死亡)38(本人は死亡)39(本人は死亡)40(本人は死亡)41(本人は死亡)42(本人は死亡)43(本人は死亡)44(本人は死亡)45(本人は死亡)46(本人は死亡)47(本人は死亡)48(本人は死亡)49(本人は死亡)50(本人は死亡)51(本人は死亡)52(本人は死亡)53(本人は死亡)54(本人は死亡)55(本人は死亡)56(本人は死亡)57(本人は死亡)58(本人は死亡)59(本人は死亡)60(本人は死亡)61(本人は死亡)62(本人は死亡)63(本人は死亡)64(本人は死亡)65(本人は死亡)66(本人は死亡)67(本人は死亡)68(本人は死亡)69(本人は死亡)70(本人は死亡)71(本人は死亡)72(本人は死亡)73(本人は死亡)74(本人は死亡)75(本人は死亡)76(本人は死亡)77(本人は死亡)78(本人は死亡)79(本人は死亡)80(本人は死亡)81(本人は死亡)82(本人は死亡)83(本人は死亡)84(本人は死亡)85(本人は死亡)86(本人は死亡)87(本人は死亡)88(本人は死亡)89(本人は死亡)90(本人は死亡)91(本人は死亡)92(本人は死亡)93(本人は死亡)94(本人は死亡)95(本人は死亡)96(本人は死亡)97(本人は死亡)98(本人は死亡)99(本人は死亡)100(本人は死亡)

ここに〇が印字されている場合は、高齢のみの世帯です。
氏名等が印字された同意書はありません。チラシと印字され
ていない同意書を使って説明してください。

ご本人の身体状況などの特記事項や同意拒否コード
以外の同意を拒否された理由などを記入してください。

名簿登録を拒否された場合は、拒否理由コード中から拒否理
由を選び記入してください。

19 その他

- 11 自分で避難できる
- 12 家族の支援がある
- 13 個人情報保護のため
- 14 本人は入院・入所
- 15 本人は死亡
- 16 本人は市外転出
- 17 他人に迷惑をかけたくない

避難行動要支援者名簿情報外部提供同意書（表面）

別記様式第2号（表） （第5条関係）


新潟市避難行動要支援者名簿情報外部提供同意書

令和〇〇年△△月□□日

（宛先）新潟市長

私は、裏面の確認事項を理解し、避難支援や安否確認などを受けるために、避難支援を必要とする事由ほか新潟市が保有する個人情報及び以下の個人情報が、新潟市地域防災計画に定める避難支援等関係者（自治会・町内会、自主防災組織、警察署、民生委員など）へ平常時から提供・収集されることに同意します。

※災害対策基本法の規定により、災害発生時には同意の有無に関わらず提供することがあります。

同意者		（同意者本人の承諾があれば代筆可としますが、押印が必要です）			
フリガナ	タナカ ハナコ	性別	自宅電話	025-XXX-XXXX	
氏名	田中 花子  印	女	携帯電話	090-XXXX-XXXX	
			自宅FAX	025-XXX-XXXX	
生年月日	昭和〇年△月□日		法定代理人等による同意の場合 （代筆の場合は記載不要。同意者が未成年者や成年被後見人等で個人情報提供への同意により生ずる結果を判断できる能力がない場合に記載）		
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇				
	新潟市西蒲区〇〇町1				
		同意者との関係	親権者 後見人 保佐人 補助人 親族 続柄:子		
		法定代理人等氏名	高橋 和子		
民生委員名	緊急時連絡先の情報は、相手方の承諾を得たうえで記入してください。				

緊急時の連絡先		（緊急時連絡先は、相手方の承諾を得て記載してください。） （該当者がいない、連絡の必要がない場合は、記入しなくても結構です。）			
フリガナ	タカハシ カズコ	連絡先電話番号			
氏名	高橋 和子	優先順位	第1	090-XXXX-XXXX	
			第2	025-XXXX-XXXX	
			第3	- -	
あなたとの関係（差支えのない範囲で○で囲む）					
<input checked="" type="checkbox"/> 家族・親戚・知人・ヘルパー等 その他（ ）		※電話番号は1箇所でも結構です			

特記事項	（避難行動要支援者名簿情報外部提供同意書）
例：寝たきり、車イス使用、歩行困難、人工透析、ペースメーカー使用など 外に出るときは車いすを使っています。	

※ 裏面を必ずお読みください。

避難行動要支援者名簿情報外部提供同意書（裏面）

別記様式第2号（裏） （第5条関係）

確認事項 （必ずお読みください。）

災害時の被害を少しでも少なくするため、新潟市は、心身の状態などにより災害時に自ら避難することが困難で、避難のために支援が必要な方（避難行動要支援者）の情報を掲載した名簿を作成し、平常時から自治会、町内会、自主防災組織の地域の支援者や消防機関、警察署などに提供しておき、災害が起きたときに、地域での助け合いや公的機関の救援、救助のために役立てるものです。

1 地域の支援体制について

地域の避難支援者は、災害時の避難支援を法的に義務づけられたものではなく、あくまでも地域での助け合いの精神による活動です。地域の支援者は、災害時には、まず自ら安全を確保したうえで、できる範囲で避難支援に努めるものです。

また、地域によっては避難支援体制が整っていないところもあります。

したがって、この制度に同意書を提出したからといって、必ず支援が行われるわけではありません。

2 自らの命を守る努力

避難行動要支援者自身もできる限り自分の命を守るための努力をしてください。

そのためにも、日頃から地域とのコミュニケーションを深めたり、食料や水、薬など避難先で必要となるものを準備するなどの備えをお願いします。

このページには、あなたの個人情報の取り扱いや地域の支援者などの支援のあり方などの制度の趣旨が記載されています。よくお読みの上ご判断ください。

民生委員が戸別訪問した際に、記入欄以外のことで市に伝えたいことがありましたら、記入してください。

民生委員メモ欄

そのほかの緊急連絡先

山口 久美子(友人) 電話 025-XXX-XXXX

市の処理欄ですので、ここには記載をしないでください。

受け付け処理欄		
受付月日	受付窓口	担当者名

担当課処理欄	
受理月日	担当課名

新潟市避難行動要支援者支援者名簿登載（変更）同意書兼申請書（表）

別記様式第1号（表）（第2条関係）


新潟市避難行動要支援者名簿登載（変更）同意書兼申請書

（宛先）新潟市長

※必ず裏面の同意欄を記載のうえ、1・

1（新規申請）：自ら避難することが困難で、避難の支援を希望する方であれば、申請することができます。

1	（新規申請） 私は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、避難の支援を希望するため、新潟市避難行動要支援者名簿への登載を申請します。
2	（変更申請） 私は、新潟市避難行動要支援者名簿への登載情報について、以下に記載の通り変更を希望しますので、申請します。

申請者		（申請者本人の承諾があれば代筆可としますが、押印が必要です）	
フリガナ	タナカ ハナコ	性別	自宅電話 025-XXX-XXXX
氏名	田中 花子  印 <small>（申請者自署の場合は押印不要）</small>	男	携帯電話
		女	自宅FAX
生年月日	昭和〇年△月□日	自治会名	ご存じでなければ、記入しなくて結構です。
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 新潟市西蒲区〇〇町1	民生委員名	
		法定代理人等による申請の場合 （代筆の場合は記載不要。申請者が未成年者や成年被後見人等で個人情報提供への同意により不なる結果を判断できる能力がない場合に記載）	
		申請者との関係	親権者 後見人 保佐人 補助人 親族（続柄： ）
		法定代理人等氏名	

避難支援等を必要とする事由	該当する項目にチェック（し）を付けてください。
<input type="checkbox"/> 高齢者 <input checked="" type="checkbox"/> 要介護者 <input type="checkbox"/> 身体障がい者 <input type="checkbox"/> 知的障がい者 <input type="checkbox"/> 精神障がい者 <input type="checkbox"/> 難病患者 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
【特記事項】 ※避難支援等の際に配慮してほしいことや、心身の状態などがあればご記入ください。 例：寝たきり、車イス使用、歩行困難、人工透析、ペースメーカー使用など	
日常的に杖を使用しており、移動に支援が必要です。	
支援する際に参考にしますので、具体的に記入してください。	

緊急時の連絡先	（相手方の承諾を得て記入してください。該当者がいなければ記入不要です。）		
フリガナ	ヤマグチ クミコ	連絡先電話番号（一箇所でも結構です）	
氏名	山口 久美子	優先順位	第1 025-XXX-XXXX
申請者との関係	家族・親戚・知人・ヘルパー等 その他（ ）	第2	（ ）
		第3	（ ）

裏面への記入もお願いします。

緊急連絡先の情報は、相手方の承諾を得たうえで記入してください。

別記様式第1号（裏）（第2条関係）

同意欄

※以下の事項をよくご確認のうえご記入ください。

災害時の被害を少しでも少なくするため、新潟市は、心身の状態などにより災害時に自ら避難することが困難で、避難のために支援が必要な方（避難行動要支援者）の情報を掲載した名簿を作成し、平常時から自治会、町内会、自主防災組織の地域の支援者や消防機関、警察署などに提供しておき、災害が起きたときに、地域での助け合いや公的機関の救援、救助のために役立てるものです。

1 地域の支援体制について

地域の避難支援者は、災害時の避難支援を法的に義務づけられたものではなく、あくまでも地域での助け合いの精神による活動です。地域の支援者は、災害時には、まず自ら安全を確保したうえで、できる範囲で避難支援に努めるものです。

また、地域によっては避難支援体制が整っていないところもあります。

したがって、この制度に同意書（申請書）を提出したからといって、必ず支援が行われるわけではありません。

2 自らの命を守る努力

避難行動要支援者自身もできる限り自分の命を守るための努力をしてください。

そのためにも、日頃から地域とのコミュニケーションを深めたり、食料や水、薬など避難先で必要となるものを準備するなど災害への備えをお願いします。

私は、上記の内容を理解し、避難支援や安否確認などを受けるために、避難支援を必要とする事由ほか新潟市が保有する個人情報及び以下の個人情報、新潟市地域防災計画に定める避難支援等関係者（自治会・町内会、自主防災組織、警察署、民生委員など）へ平常時から提供・収集されることについて、

同意します

同意しません※

このページには、あなたの個人情報の取扱いや地域の支援者の支援のあり方や、制度の趣旨が記載されています。よくお読みの上ご判断ください。

田中 花子



申請者氏名

（申請者自署の場合は押印不要）

※同意しない場合、平常時は避難支援等関係者に個人情報を提供しません。ただし、災害対策基本法の規定により、災害発生時には同意の有無に関わらず提供することがあります。

令和〇〇年△△月〇〇日

避難行動要支援者名簿（一覧）

組織名	△△自主防災組織
自治会名	□□自治会

氏名	性別	住所	緊急連絡先 本人との関係	電話番号
生年月日	該当事由		電話番号	FAX番号
ホウサイ タロウ 防災 太郎	男	中央区学校町通1番町602-1	ホウサイ ハナコ 防災 花子 家族	025-000-0000 090-0000-0000 025-000-0000
ニイガタ マチコ 新瀉 町子	女	中央区〇〇	マツハマ キタオ 松浜 北男 親戚	025-000-0000 090-0000-0000 025-000-0000
マキ オワオ 巻 岩男	男	中央区△△	ニシカワ アジコ 西川 味子 知人	025-000-0000 090-0000-0000 025-000-0000
サカイ ミナミ 坂井 南	男	中央区××	クロサキ マメ 黒崎 マメ ヘルパー	025-000-0000 090-0000-0000 025-000-0000
昭和〇年〇月〇日	障がい者			

避難行動要支援者個人名簿（民生委員用）

避難行動要支援者個人名簿 (民生委員用)				平成〇〇年〇月〇日
取り扱い注意		この名簿は、避難行動要支援者の避難支援に活用するため、本人から同意を得て作成しています。適正に管理のうえ、支援方法等の検討にご活用ください。		
基本情報				
フリガナ	ボウサイ タロウ	性別	自宅電話	025-XXX-XXXX
氏名	防災 太郎	男	携帯電話	090-XXX-XXXX
			自宅FAX	025-XXX-XXXX
生年月日	昭和10年10月10日	自治会名	にいがた自治会	
住所	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602 番地1	民生児童 委員名	中央 民夫	
		支援を必要とする事由	障がい者	
特記事項	寝たきりで動けないので、搬送用具を使うなどして避難所へ連れて行ってほしい。			
<div style="border: 2px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block; background-color: #f0f0f0;"> ご本人が緊急連絡先情報の外部提供に非同意の場合は、この欄は空欄になります。 </div>				
緊急連絡先				
フリガナ	ボウサイ イ			
氏名	防災 一郎	家族		
連絡先 電話番号	優先順位1	025-***-****		
	優先順位2	090-****-****		
	優先順位3			
支援 組織	新潟自主防災会			
※支援組織がない場合(支援組織が空欄) 災害時には、この名簿を安否確認・避難支援の資料として地域の自治会・町内会に提供してください。				
メモ欄				
問い合わせ等連絡先 〇〇区健康福祉課 電話 025-AAA-AAAA				

個別避難計画

個別避難計画

【要支援者（本人氏名：**防災 太郎**）の状況】

同居家族等	本人以外に（ 0 ）人 単身世帯は0 同居人の状況 〔 妻・長男 〕	居住する建物	<input checked="" type="checkbox"/> （ 2 ）階建ての一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> マンション・アパート （ ）階建ての（ ）階に居住
身体状況 （複数選択可）	<input type="checkbox"/> 寝たきり <input checked="" type="checkbox"/> 自力歩行が困難 <input type="checkbox"/> 認知症の症状 <input type="checkbox"/> 目が不自由 <input checked="" type="checkbox"/> 耳が不自由 <input type="checkbox"/> 危険を判断できない <input type="checkbox"/> 難病患者 <input type="checkbox"/> その他 備考〔 左耳が聞き取りにくいので、話をするときは右側から 〕		
常時必要な 医薬品・補装具等	杖・補聴器・眼鏡		
かかりつけ医 （連絡先）	〇〇〇 整形外科（000-0000） 、〇〇〇 病院〇〇科（000-0000）		
介護・障がい サービスの利用状況 〔書ききれない場合は裏面余白への記入可〕	<input checked="" type="checkbox"/> 有 福祉事業所、介護支援専門員（ケアマネジャー）・相談支援専門員の氏名、連絡先 <input type="checkbox"/> 無 ケアプラン〇〇 ケアマネジャー〇〇 〇〇 （〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）	利用状況	・月・水・金曜 通所介護（デイサービスセンター〇〇） ・月～日曜 訪問介護（訪問介護ステーション〇〇） ・水曜 訪問看護（同上）

【避難支援】 原則、自力で避難できる方や家族などと一緒に避難できる方は、自ら速やかに避難

避難支援の内容 （該当するものにチェック■）	<input type="checkbox"/> 情報伝達（災害情報及び避難情報） <input checked="" type="checkbox"/> 安否確認 <input checked="" type="checkbox"/> 避難先までの移動支援（付き添い等） <input type="checkbox"/> その他〔 〕			
自宅付近のハザードマップの状況 ※1	<input type="checkbox"/> 津波災害警戒区域(赤・黄) <input checked="" type="checkbox"/> 津波浸水想定区域(青) <input checked="" type="checkbox"/> 洪水浸水想定区域 <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域(赤) <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域(黄) <input type="checkbox"/> 該当なし			
避難先 〔ハザードマップ上、自宅が被災する恐れがない場合は斜線〕	[地震] ※2	[洪水]	[津波]	[土砂災害]
	〇〇 コミュニティセンター	〇〇 コミュニティセンター	〇〇 ビル	/
避難に係る留意事項 〔避難先・避難経路・想定される災害等に係る事項を記載〕	・自宅付近の洪水の深さは3～5m ・自宅付近の津波の深さは約2.0m、30分未満で到達、最寄りの津波避難ビル（〇〇ビル）まで約300m ・避難所までの経路上、排水路に転落しないよう注意（特に夜間）			

※1 総合ハザードマップ上の自宅付近の着色を確認してチェック欄に記入

※2 津波の危険がない場合、又は津波の危険が去った後の避難先

【支援者】

氏名・連絡先等 〔組織単位で支援する場合は組織名を記入〕	①	支援者の所属団体名 〇〇2丁目町内会（〇〇〇自主防災会）	支援者の住所・氏名又は組織名 第〇組（班・区）（または第〇班長）など	連絡先等 できるかぎり記入
	②	支援者の所属団体名 〇〇2丁目町内会	支援者の住所・氏名又は組織名 〇〇2丁目10-11 〇〇 〇〇（個人）	連絡先等 000-0000

※日中・夜間で支援者が異なるなどの場合には、支援者①の他②も記入

【留意事項】

本計画については、支援に必要な範囲において、要支援者本人が利用している福祉事業所や、支援者をはじめとする地域の避難支援等関係者（自治会・町内会、自主防災組織）間で情報共有し、また、平時の避難訓練や避難対策の検討、災害時の支援等に活用します。
 なお、本計画は災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、支援者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

【個別避難計画同意欄】

私は本計画内容と留意事項について確認しました。		令和 0 年 00 月 00 日署名	
要支援者本人 （自署）	防災 太郎	代理人等 （本人が署名できない場合）	本人との関係〔 〕

個別避難計画は市に提出されます。

様

不在票

訪問日時

月 日 時 分

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ
避難行動要支援者名簿とうろくの登録せつめいについて説明
におうかがいしましたが、お留守るすでしたの
で、お手数てすうですが ご連絡ごれんらくください。

訪問者 民生委員

住所

電話番号

10 関係法令

災害対策基本法(抜粋)

第三節 避難行動要支援者名簿の作成等

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(個別避難計画の作成)

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。)を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による同条第一項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。

3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 避難支援等実施者(避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。)の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

4 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

5 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(個別避難計画情報の利用及び提供)

第四十九条の十五 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報(以下「個別避難計画情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者(次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

11 市役所担当部署の連絡先

区役所	健康福祉課	総務課・地域総務課
	名簿登載、内容の修正、安否確認の報告など	個別避難計画の作成、避難訓練など
北区役所	電話 025-387-1315 FAX 025-387-1020	電話 025-387-1165 FAX 025-387-1020
東区役所	電話 025-250-2320 FAX 025-273-0177	電話 025-250-2720 FAX 025-273-0176
中央区役所	電話 025-223-7252 FAX 025-223-7151	電話 025-223-7064 FAX 025-224-1520
江南区役所	電話 025-382-4346 FAX 025-381-1203	電話 025-382-4526 FAX 025-381-7090
秋葉区役所	電話 0250-25-5665 FAX 0250-22-8250	電話 0250-25-5470 FAX 0250-22-0228
南区役所	電話 025-372-6303 FAX 025-372-4033	電話 025-372-6431 FAX 025-373-3933
西区役所	電話 025-264-7315 FAX 025-269-1670	電話 025-264-7120 FAX 025-269-1650
西蒲区役所	電話 0256-72-8345 FAX 0256-72-3133	電話 0256-72-8129 FAX 0256-72-6022

本マニュアルに関するお問い合わせ先

危機管理防災局 防災課
 電話:025-226-1143 FAX:025-224-0768